罗普尔尔斯斯州(第一)

- NPO等と区とのよりよい協働の推進をめざして -

[2008年度版]

平成 20 年 3 月

杉 並 区

目 次

序論
1 協働ガイドラインの目的・・・・・・・・・・・・・ 1
2 「協働ガイドライン」の位置づけ・・・・・・・・・・ 2
3 「協働ガイドライン」が対象とする「NPO等」・・・・・・・2
第1章 協働に関する基本的な考え方
1 協働とは何か・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2 なぜNPO等との協働を推進するのか・・・・・・・・・ 3
3 協働を進めるにあたっての基本理念とは・・・・・・・・・ 6
4 協働事業はどのような形態で行われるのか・・・・・・・・ 8
第2章 協働を推進するための基本方針・・・・・・・・ 14
第3章 区における協働事業の進め方・・・・・・・・ 18
1 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
2 実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0
3 評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1
資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

序論

1 協働ガイドラインの目的

区民の価値観や生活実態が多様化する今日、区民サービスにも多様な選択肢が必要です。しかし、こうした選択肢を行政だけで提供していくことは限界がありますし、いわゆる公共サービスは行政の独占領域でもありません。

区内においては、環境、福祉、教育など多くの分野で区民の自主的な活動が展開されてきました。特に近年では、多様な公共サービスの創造を得意とするNPO・市民活動団体(以下「NPO等」という。)を中心として、住民が必要とするサービスを住民自らの手で提供していく活動が広がっています。これら地域の自主的な活動主体の活動が活性化することは、すなわち区民の社会参加の機会が広がることにつながるものであり、元気と活力ある地域社会を再生する意味でも大切なことと言えます。

また、公共サービスを自ら創造するNPO等と区との協働は、「区民=サービスの受け手」「自治体=サービスの担い手」であるという従来型の関係を、参画と協働による新たな自治の仕組みに大きく発展させる可能性を秘めています。 2 1世紀にふさわしい自治の仕組みづくりを進める観点からも、個人をはじめコミュニティ組織やNPO等と区との協働を積極的に推進していくことが重要です。

杉並区では、このような基本的考え方から、平成12年9月に「21世紀ビジョン」 (基本構想)を策定し、「区民と行政が役割と責任を分かち合うパートナーシップ(協働)」 をこれからのまちづくりの基本に据えることを宣言しました。また、平成14年3月に は、NPO・ボランティアの生き生きとした活動と豊かで多様な協働の推進をめざして 「NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例」を制定し、協働推進の基本 理念等を明らかにしたところです。

こうした条例等の理念等に基づき区では平成16年度から「すぎなみ協働ガイドライン」を策定し、「NPO等との協働」の実現に向けて基本方針や手順を明らかにしてきました。

平成16年度には「協働事業提案制度」を創設し、18年度までの3ヵ年の間、協働

事業をモデル的に実施するとともに、17年度に構築した「協働事業評価制度」により、 その事業の中間・実施後の評価を実施してきました。さらにその後においては、高齢者 施策課の所管する「杉並区ゆうゆう館(旧敬老会館)の協働事業」、すぎなみ地域大学の 「NPO活動実践講座」企画募集や、保健福祉部管理課の所管する「杉並区移動サービ ス情報センター運営」など、所管課における協働の取り組みが実践されています。

また今年度から、区の全事務事業を対象に、企業やNPO等から事業提案を受ける「杉並行政サービス民間事業化提案制度」が本格実施となりました。

2008年度版では、これらの取り組みの状況を資料として(P46~54)加える とともに、データーの更新等所要の改定を行いました。

今後とも、NPO関係者や区の協働の担当者の道しるべとして活用頂けるように定期 的に改定を行っていくものとします。

2 「協働ガイドライン」の位置づけ

「21世紀ビジョン」(基本構想)では、「区民と行政が役割と責任を分かち合うパートナーシップ(協働)」をこれからのまちづくりの基本とすることを宣言しています。

「基本計画・実施計画」は、このビジョンを実現するための行政計画であり、「地域人材育成・協働システムの構築」など関連する事業を計画化しているものです。

「人・まち・夢プラン」は、上記の計画に基づく、 地域人材育成・協働システム構築のためのアクション プラン(具体的な行動計画)となります。

「協働ガイドライン」は、「人・まち・夢プラン」に 掲げた、協働事業を実践・検証していくための区の指 針です。

《協働推進の目標・計画》 2 1世紀ビジョン 基本計画・実施計画 人・まち・夢プラン 協働推進の指針》

3 「協働ガイドライン」が対象とする「NPO等」

民間の非営利組織であるNPO(Non Profit Organization)は、一般に、狭義から広義まで、以下の表の ~ に大別できますが、このガイドラインでは、市民活動との協働を推進する観点から、 及び を対象範囲としています。

NPOに含まれる団体の種類(平成12年版「国民生活白書」を参考に作成)

特定非営利活動法人	ボランティア団体	社団法人 財団法人	労働団体 経済団体
(NPO法人)	市民活動団体	社会福祉法人	中間法人協同組合
		学校法人 宗教法人	など
		医療法人町会	自治会
公	益団は	Z	共益団体

なお、上記 及び の団体や、企業の社会貢献活動・公益的活動、社会的企業(P63 参照)との協働については、「NPO等」に準じて進めていくものとします。

第1章 協働に関する基本的な考え方

1 協働とは何か

杉並区自治基本条例(第2条第4項)においては、協働の定義を「地域社会の課題の解決を図るため、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を尊重し、協力して取り組むことをいう。」としています。

このガイドラインが対象としている「NPO等」と区との協働とは、「相互の立場や特性を認め合い、目的を共有し、一定の期間、積極的に連携・協力することによって、公共的な課題の解決にあたること」をいいます。

*「支援」と「協働」

NPO支援は、NPOが活動しやすくするための様々な支援策(例:活動場所の提供や資金融 資制度の創設など)のこと。一方、NPOとの協働という場合は、ある共通の目的を達成するた めに、NPOと行政とがともに事業に取り組むことです。

2 なぜNPO等との協働を推進するのか

(1) より多様な公共サービスの展開が期待できます

多様化する区民ニーズには、法令や予算に基づいて公平・均一的なサービスの提供を中心として行う行政や、利益の追求を基本とする企業では、十分な対応を図ることは困難になってきています。NPO等は、多様な公共サービスの創造を得意としており、その専門性や柔軟性、機動性、先駆性などの特性を生かすことで、より区民のニーズに沿ったサービスの提供が期待できます。

*「新しい公益」を担うNPO

経済産業省・産業構造審議会NPO部会の中間とりまとめ - 「新しい公益」の実現に向けて - (平成14年5月)では、「21世紀は、行政、企業、NPOや個人が対等な立場に立って、それぞれの多様な価値観をベースとして、多元的に公益を企画立案・実施する時代。このような公益実現の手法を『新しい公益』の多元的な提供と捉えることとしたい」として、「NPOは『新しい公益』の担い手として重要な役割を果たすものと考えられる」と述べています。

*「新しい公共空間」の形成

総務省・第27次地方制度調査会の「今後の地方自治制度のあり方に関する答申(平成15年11月)」においても、「基礎自治体のあり方・住民自治の充実・」の中で、「地域における住民サービスを担うのは行政のみではないということが重要な視点であり、住民や、重要なパートナーとしてのコミュニティ組織、NPOその他民間セクターとも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことを目指すべきである」としています。

(2) NPO等の活性化は、区民の社会参加機会を広げます

地域には、さまざまな知識や経験、能力をもった人材が集積しており、生きがいづくり、仲間づくりの絶好の機会として社会参加活動をする人々が増えてきています。ボランタリーな市民活動の受け皿としてのNPO等との協働を推進し、これらの区民一人ひとりが持てる力を発揮し、協働して公共サービスの充実に取り組む環境づくりに努めることは、区民の社会参加の機会を広げるものであり、地域社会の元気・活力を育むことにつながります。

(3) 協働の推進は、「新しい自治」の基盤づくりです

NPO等と区との協働は、「区民=サービスの受け手」「自治体=サービスの担い手」という従来型の関係を、参画と協働による新たな自治の仕組みに大きく発展させる可能性を秘めています。区民が地域社会づくりの主体となる、21世紀にふさわしい新たな自治の仕組みづくりを進める観点からも、これを積極的に推進していくことが重要です。

また、NPO等との協働による取組みを通じて、互いの組織や活動の活性化が図られ、 特に行政における仕事の見直しや職員の意識改革につながることが期待されます。 * 協働は、それ自体が目的ではなく、「目的を達成するための取り組み手法である」ことを十分認識することが大切です。

協働により期待される効果

住 民

- きめ細かで柔軟な公共サービスを受けられるようになり、生活の質の向上につながります。
- ・ 行政の役割の縮小、税の活用方法の変化など、行政への関心が高まります。
- ・ NPO等の活動が活発化することで、新たな参画・連携の機会が増すとともに、新しい雇用機会の拡大が期待されます。

NPO等

- ・ 行政が持つ情報や調査力を活用しながら、NPO等が掲げる社会的な使命をより効果的に 実現することが可能となります。
- ・ NPO等の活動の場や機会が広がり、NPO等自体の組織や財政基盤の強化・活動の活性 化につながります。
- ・ 行政との協働による活動成果により、NPO等に対する住民・行政の理解や評価が高まります。

_ 行 政

- ・ NPO等が持つ情報や調査力を活用したり、NPO等の特性を生かした協働事業を実施することで、より住民ニーズに沿った公共サービスを提供することが可能となります。
- ・ 協働による取組みを通じて仕事の見直しや職員の意識改革が図られ、行政のスリム化やサ ービスの効率化・質的向上、行政システムの改善など、行政改革が進む契機となります。
- 住民が行政に参画する機会の促進につながります。

NPO 等、企業、行政のサービスの特徴

∠NPO等

・自発性や多様性、地域性、個別性、専門性、機動性、先駆性などの特性があり、多様な住民 ニーズに比較的柔軟かつ迅速に対応することができます。その一方で、継続性や安定性に欠 ける面があります。

_ 企 業

・自発性、機動性、先駆性などの特性を有し、消費者の多様なニーズに対応することが可能ですが、利益の確保が活動の基本であるため、採算のとれないサービスの提供は困難となります。

行 政

・平等性、公平性、継続性、安定性などの特性があり、多くの人々に長期間にわたる同様の サービス提供をすることができます。しかし、個別的な住民ニーズに対応することは不向 きです。

3 協働を進めるにあたっての基本理念とは - 協働の原則

これまでの区の対応においては、「単に相手がNPO等であれば協働」というような誤解や、「行政が協働を主導・管理」するような傾向があったことは否定できず、これでは、NPO等が「行政の下請け化」してしまったり、NPO等の持つ特性が発揮されずに終わってしまうことになりかねません。

協働をうまく進めるためには、NPO等と行政とがお互いに、「杉並区NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例」第3条(条例文については、P65参照)で明らかにしている、以下の「NPO等との協働を進めるにあたっての基本理念(ルール)」を十分理解することが重要です。

どちらも主役 対等の原則

協働におけるNPO等と行政とは、お互いに上下の関係ではなく、対等の関係を保 つよう心がける必要があります。とりわけ行政は、NPO等の支援者としてではなく、 NPO等を同じ地域づくりのパートナーとしての意識を強く持つことが大切です。

みんなに見える関係にしよう 公開の原則

NPO等と行政は、お互いに説明責任を遂行し、協働についての社会的な理解を得るように努める必要があります。また、NPO等の協働への参画機会を広く確保する観点からも、協働のプロセスや結果等の積極的な公開に努めることが重要です。

同じテーブルにつこう 話し合いの原則

NPO等と行政とが、日ごろから話し合いの場を持ち、相互理解を深める中で、協働の可能性の模索や協働事業の場の拡大等が図られます。そのためには、特に行政側からの積極的な話し合いの場の設定や情報の提供が求められます。

お互いを理解しよう 相互理解の原則

NPO等と行政は価値観や行動原理が異なるため、お互いの立場や特性を理解し、 尊重したうえで、果たすべき役割や責任分担等を明確にして協働の取組みを行ってい く必要があります。

めざすところは一緒 目的共有の原則

NPO等と行政が、お互いに協働によって達成しようとする目的を共有することで、それぞれが主体的に取り組むべき役割や一体となって行うべき内容等を明確にしつつ、円滑な取組みを進めることが可能となります。

自分のことは自分で決めよう 自主性尊重の原則

NPO等との協働を進めるにあたって、行政は、NPO等の活動が自主的かつ自己 責任のもとで行われていることを理解し、その主体性を尊重しなければなりません。 そうすることで、NPO等の特性を生かした柔軟な取組みを実施することができま す。

自分の足で歩こう 自立化尊重の原則

対等の立場に立つという観点から、NPO等の活動が自立化する方向で協働を進めることが重要です。行政からの支援も、依存や癒着の関係に陥ることなく、NPO等の成長を促す支援策を講じていく必要があります。

公開で開かれたおつきあいに 時限性の原則

協働が「馴れ合い」にならないように、NPO等と行政は、常に緊張関係を保ち続けることが大切です。このため、協働事業について一定の時期に客観的に評価し、協働を継続するか否か等を検証していく必要があります。

4 協働事業はどのような形態でおこなわれるのか

協働には、「委託」「補助・助成」「事業協力」「実行委員会・協議会」「政策提案」など、 さまざまな形態があります。これらの協働の形態については、最も効率的で効果的な協 働となるよう、適切に選択することが必要です。また、どのような形態の場合でも、役 割分担や費用分担を明確にしておくことが大切です。そのためにはNPO等と区所管課 の間で十分協議を重ねる必要があります。

NPO等との協働においては、双方で合意ができる「協定書」(P12参照)を取り交わすことが基本となります。

(1) 委託

行政が責任を持って担うべき分野として考えられている領域において、NPO等の有する特性を活用して、より効果的な取組みを進めるため、NPO等に業務を委託する協働形態です。委託を受けたNPO等は、契約書や仕様書等に定められた内容を履行する義務を負うことになります。

<委託のポイント>

- ・委託は、NPO等の専門性等を活用することにより、行政が自ら実施するよりも委託するほうがよりよい成果をあげられるという判断のもとに行われるものです。NPO等との協働においては、行政側の財政負担の軽減のみを目的として委託するという考えではなく、NPO等の専門性や組織原理などを尊重し、生かしていく姿勢が重要です。
- ・委託業務が確実に履行されるよう、委託先の選定にあたって一定の要件を設けることが大切 です。

委託先の契約方法としては、次のとおり、「一般競争入札」「指名競争入札」「随意契約」 の大きく3つに分類されます。

一般競争入札	指名競争入札	随意契約
公告によって一定の資格を	資金力、信用力、技術力そ	契約の性質または目的から競
有する不特定多数の事業者等	の他行政が定めた参加できる	争入札に適しない場合、競争人
から参加を募り、入札によっ	事業者等の選定基準により選	札にすることが不利になる場合
て競争させ、最も有利な条件	考し、通知によって指名して	などに、特定の事業者等を選定
(金額)で応札した相手方と	入札に参加させ、最も有利な	し、その団体を相手方として契
契約する方法です。また、価	条件(金額)で応札した相手	約を締結する方法です。
格その他の条件が区に最も有	方と契約する方法です。	
利なものを落札者とすること		
ができる「総合評価一般競争		
入札」もあります。		

杉並区の入札に参加するためには、「競争入札参加有資格者名簿」に登録することが必要です。(名簿への登載は、NPO等の団体を含め、どの事業者でも可能です。)

NPO等のみを対象にした「競争入札」を行うことはできません。

「随意契約」においては、プロポーザル方式により特定の事業者等を選んで委託することがあります。

*プロポーザル方式

発注者があらかじめ用意した業務概要に対し、公募または複数の事業者等を指名し、業務に対する企画提案、経験、能力、管理運営方針等を企画提案書にして申し込み(プロポーザル)し、それを審査し、最も優れた企画提案書を提出したものを契約の相手方とするものです。対象業務によっては、団体の規模、構成、実績等を判断項目とし、選定することもあります。

(2) 補助:助成

要綱等に基づく補助金など、行政からの財政支援により、NPO等が事業を行う場合 も、広い意味での協働の一形態と言えます。

<補助・助成のポイント>

- ・N P O 等に対する補助金は、自立支援ということではなく、両者の共通した目的達成の手段 としてとらえられるものであれば、一つの協働と言えます。
- ・事業主体であるNPO等と補助金を支出する立場の行政とは、お互いに対等性を保つよう留意する必要があります。また、NPO等の自主性を担保するためには、補助金のみに頼り、 行政に依存する体質にならないようにすることが大切です。
- * NPO等と行政との関係における「委託」と「補助・助成」との違い

	委 託	補助・助成
根拠法令	民法第643条~656条	地方自治法第232条の2
	(委任)	(寄附または補助)
	法律行為または事実行為を他の機関ま	行政が公益上の目的を持って、現金的
	たは他の者に依頼すること	給付を行うこと

事業主体	行政(委託者)	N P O等 (補助先)
事業領域	・本来、行政が取り組むべき領域	公益上、必要と認められる先駆性、
	・委託によって公益性が向上する領域	奨励的な領域
NPO等	・行政を上回る専門性、効率性などの	行政が特定のNPO等に資金を提供
の条件	能力、特性	する合理性が存在すること
	・行政に準じる事務管理能力	
	・守秘義務の遵守など	
事業成果	委託者(行政)に帰属	補助を受けたNPO等に帰属
人件費	算定する場合が一般的	補助目的により算定する場合あり
支出管理	委託業務における仕様の履行確認が	収支清算書や領収書等の書類提出が
	基本であり、清算行為は、一般的には	求められ、目的外使用の有無を含む支
	行われない	出確認審査を実施

(3) 事業協力

NPO等と行政との間で、それぞれの特性を生かし、一定期間継続的な関係のもとで協力して取り組む協働の形態です。

<事業協力のポイント>

- 事業を実施している段階でも、適宜、相互の情報交換を行うようにします。
- * NPO等の自立支援を目的とする「補助」はNPO等の支援策と言えますが、行政では対応が図りにくい先駆的・実験的な事業に対して経費を補助するような場合は「事業協力」とも考えられます。この場合でも、補助の条件やNPO等の選考基準、事業報告等の情報公開により事業の透明性を高めるとともに、同一のNPO等への長期間にわたる補助は避けるようにする必要があります。

(4) 実行委員会・協議会

NPO等と行政等で構成された「実行委員会」や「協議会」が事業主体(主催者)となって、事業を行う協働形態です。

<実行委員会・協議会のポイント>

・ 事業の検討段階からNPO等と行政が協働し、事業目的の明確化と情報の共有化を図ることが大切です。また、事業が長期間にわたる場合には、随時、進捗状況を確認し、実施に伴う課

題等を話し合っていく必要があります。

- ・ 相互の役割分担、経費負担などの取り決めが重要です。
- NPO等にも主催者としての社会的責任が求められます。

(5) 政策提案

NPO等が有する専門的な知識、技術や、地域に密着したきめ細かな活動経験の蓄積をもとに、行政の施策に対して独自の企画や代案を提案する協働の形態です。

<政策提案のポイント>

- ・ 内容によっては、行政として対応が困難な場合もあるかも知れませんが、その場合には、その理由を明らかにするなど、提案に対して行政は率直に受けとめ、真摯に取り組むことが大切です。
- ・ 行政は、日ごろからのNPO等との率直な意見・情報交換等を通じて、NPO等が自らの特性を生かした具体的な提案をすることができるように努める必要があります。

(6) 共催

NPO等と行政、企業等がともに事業主体となって一つの事業を行う協働形態です。 <共催のポイント>

- ・ 取り組みの検討段階からNPOと行政が協働し、取り組みの目的の明確化と情報の共有化を 図ることが大切です。
- 協定書などの書面により、役割分担、経費負担、リスク対応などを明確化する必要があります。
- ・ 両者ともに主催者としての責任と自覚が求められます。

(7) 後援

NPO等が主催する取組みに対して行政が、または行政主催のイベント等にNPO等が「後援」という形で名を連ねることです。主に金銭的支出を伴わない協働の形態です。 <後援のポイント>

- ・ 行政の後援によりNPO等の活動に対する社会的な理解や関心が増すことが期待できます。
- ・ 行政にとってもNPO等からの後援は、地域社会との密着性が増すなどのメリットがあります。
- ・ 「後援」を行なおうとする時には、対外的に公表されるものであることを踏まえて、その事業の目的、内容を十分に理解し、責任を持って判断することが大切です。

【協定書の例】

協定書は、NPO等と行政が十分に協議して作成することが大切です。

NPO等との協働に際しては、次の「記載項目の例」や「協定書の例」を参考に、

事業目的、業務分担、経費負担等を明確にしておく必要があります。

協定書などに記載する項目の例

事業及び協定書の目的

事業の内容

期間

責任の所在

業務の内容と双方の分担

経費負担、支払方法

事業遂行に関する協議方法(コミュニケーションの方法や頻度)

評価、報告書作成、公開方法 (誰が、いつ、どのように行なうか)

成果の帰属

協定の有効期間と解除条件

個人情報の保護

スケジュール

事業の途中もしくは事後に起きた事故の対処方法・補償

疑義が生じたとき、取り決め事項の変更が生じたときの対処方法

事故が生じたときの保障方法

事業終了後の協働の方針 など

上記は一例です。全ての項目を記載しなければならないわけではありません。

協定書の記入例

『(事業名)

』に関する協定書

事業名	
事業目的	

- 第1条 この協定は、 (以下「団体」という。)と杉並区(以下「区」という。)と の間で、「(事業名)」(以下「事業」という。)に関して必要な事項を定めるものです。 (業務分担)
- 第2条 団体及び区の業務分担は、次のとおりとします。
 - (1) 団体の業務分担

ア ・・・・

1

(2) 区の業務分担

ア・・・・・

イ ・・・・・ (経費負担)

第3条 団体及び区は、第2条の業務分担に基づく経費を負担します。

(事業計画)

第4条 団体及び区は、事業開始前に、協議して事業計画を作成します。

(事業報告)

第5条 団体及び区は、事業終了後、協議して事業報告書を作成します。

(団体の責務)

第6条 団体は、・・・・。

(区の責務)

第7条 区は、・・・・。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成 年 月 日までとします。

(秘密保持)

第9条 団体及び区は、事業実施により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはなりません。また、本事業の目的以外に使用してはいけません。

(疑義の発生)

第10条 この協定書に記載のない事項については、その都度、団体と区が協議して定めるものとします。

団体と区は本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有します。 平成 年 月 日

団体 住所

(団体名)

代表者印

区 杉並区阿佐谷南一丁目 1 5 番 1 号 杉並区長 印

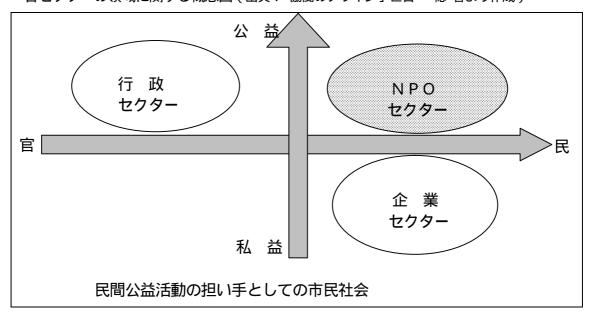
第2章 協働を推進するための基本方針

1 NPO等と行政による「公共サービス」の役割分担を行い、地域の社会的な問題解決能力の向上をめざします

公共サービス、公益的活動は、行政の独占領域ではありません。むしろ、NPO等は、その特性から、地域の社会的問題をより柔軟に解決することが可能ですし、多様な選択肢による区民サービスの提供も期待できます。また、サービスの受け手としての住民が、NPO等の活動に様々な形で参画するようになれば、地域における自主的・自発的な問題解決能力がより一層高まるほか、地域社会の元気・活力が増すことにもつながります。

このような基本的認識から、区は、公共サービスの領域について、それぞれの立場や特性等に応じた役割分担を行いつつ、NPO等と行政との協働を積極的かつ継続的に推進していきます。

* 各セクターの領域に関する概念図(出典:「協働のデザイン」世古 一穂 著より作成)



2 NPO等と行政との協働の領域を明確にしていきます

NPO等と行政は、ともに社会性・公益性の高い非営利の活動を行うものであるため、 両者の活動領域は重なり合う部分があります。このことを十分理解し、お互いの特性を 生かした協働を進めていくことが大切です。

次の概念図は、「非営利・公共セクター」におけるNPO等と行政との協働領域を示し

たものです。協働事業を考える場合には、個々具体的に双方の役割分担と責任の範囲をどのようにするか検討する必要があります。

NPO等と行政の協働領域の概念図(日本NPOセンター山岡義典氏の著書を参考に作成)

< A >	< B >	< C >	< <u>D</u>	< E >
・N P O等が主	・N P O等の主	・N P O等と行	行政の主体性	・行政が責任を
体的に活動す	体性のもとに	政とが相互に	のもとにNP	持って対応す
る領域	行政の協力に	協力して行う	O等の協力を	べき領域
	より行う領域	領域	得て行う領域	
NPO等責任領域	NP	O等と行政との協働		行政責任領域

3 区の全庁をあげて協働推進に取り組みます

NPO等との協働を着実に推進し、参画と協働による新たな自治のしくみを構築していくためには、区の全庁をあげて統一的・組織的に取り組んでいく必要があります。このため、区は、次の取り組みを引き続き推進していきます。

- (1) NPO等の中間支援組織としての機能を強化していくために、平成18年度に「すぎなみNPO支援センター」を開設しました。地域課協働推進担当では、NPOの組織活動の充実や、区との協働の推進に向けたセンターの多様な取り組みを、側面支援していきます。
- (2) 協働推進のための庁内組織の横断的な「協働推進チーム」の具体的な体制と役割等を再確認し、協働事業の円滑な実践や検討等を行っていきます。
- (3) 平成18年度をもって3ヵ年の試行実施を終了した「協働事業提案制度」について、 選定された協働事業の実践の検証や、中間・実施後評価を基に総括を行なっていきます。また、既定事業の民間事業化を進める「杉並行政サービス民間事業化提案制度」 に包括できない部分について、どのような方策を講じていくべきかを検討し、よりよい協働を育んでいきます。
- (4) 本ガイドラインの周知徹底を図るほか、協働事業に関する情報発信を積極的に行い、 NPO等との協働に関する区職員の正しい理解を促進するとともに、協働事業を引き 続き推進していきます。

- 4 地域で自主的にNPO等の活動が生まれ育つよう支援していきます 団塊の世代の地域還流を契機として、今後ますます地域における自主的な活動の動き が芽生えてくるでしょう。その際、これらの自主・自立的な活動が活発に展開されるように環境を整え、側面的な支援を行うことが大切です。このような観点から、区では、次のような取り組みを進めていきます。
 - (1) 「すぎなみNPO支援センター」(資料編P22参照)では、NPO活動の立上げや、NPO活動を展開していくための必要なノウハウの提供等、団体の組織運営の支援を引き続き行っていきます。また、「NPO法人設立相談」「組織運営相談」「地域活動情報・相談コーナー」等を通じて、社会貢献活動や地域活動に関心のある区民や、「すぎなみ地域大学」や「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」(資料編P24参照)の講座修了者を実践に結びつけていくための支援を行っていきます。
 - (2) 「すぎなみ地域大学」(資料編 P 2 7 参照)では、平成 2 0 年度には、地域のN P Oが企画・運営する「N P O活動実践講座」を 1 0 講座にするなど、講座のテーマ・内容を拡充し、区民の旺盛な地域活動ニーズに積極的に応え、N P O 等の人材づくりを支援するなど、協働による新しい自治の基盤づくりを進めていきます。
 - (3) 区民の地域活動への参加の促進や、区内を中心に活動を行っている団体の活動を支援するため、地域活動情報をインターネットで広く発信するホームページとして開設した「すぎなみ地域活動ネット」(資料編P30参照)は、地域活動を推進していく上でのより一層利用しやすいツールとなるよう、引き続きシステムの改善等に努めていくとともに、新たに登録記者制度を導入して地域の情報を発信するなど、多くの団体、個人の利用を喚起していきます。
- (4) NPO活動の支援を目的に創設されたNPO支援基金(資料編P25参照)のより 一層の充実を図るため、「すぎなみNPO支援センター」や、区内のNPO法人とも連携 し、制度の効果的な普及・啓発活動を展開します。

杉並区の協働推進のしくみ

 \overline{X}

杉並区 NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例



附属機関

NPO 等活動推進協議会

区長の諮問機関として設置

- <役割>
- ・NPO 等の活動及び協働の推進に係る調査審議
- ・NPO 支援基金助成の審査に関すること
- <委員構成>

学識経験者 2 名、NPO 等活動関係者 3 名、区民 3 名、その他 2 名の計 10 名で構成

- 「協働推進のしくみ」
- · 協働事業評価制度
- ・ 協働ガイドライン
 - 「NPO 等活動の育成・ 支援のしくみ」
 - ・すぎなみ地域活動ネット
 - ・すぎなみ地域大学
 - · NPO 支援基金制度

協働推進チーム(横断的な庁内組織)の設置



<目的・役割>
・所管課による協働
事業の検討を具体
、的にフォローする。

NPO 等の中間支援組織

すぎなみ NPO 支援センター

運営主体:

「NPO法人NPO支援機構すぎなみ」

<役割・業務内容>

- 「すぎなみ地域活動ネット」運営
- · NPO専門・実務相談及び講座
- · NPO·行政職員に対する協働研修
- ・ 行政計画等への NPO 意見の集 約・提言
- · その他、NPO の支援に関すること

ボランティア支援組織

杉並ボランティア・地域福祉 推進センター

運営主体:杉並区社会福祉協議会

<役割・業務内容>

- ・ ボランティア活動などに関する 情報の収集・提供、発信
- ・ ボランティア活動の相談・調整
- ・ 人材育成、研修、福祉教育・総 合学習の支援
- 災害ボランティアセンター運営
- その他、ボランティア活動に関すること

第3章 区における協働事業の進め方

この章では区所管課における協働事業の進め方について、計画・実施・評価の段階ご とに説明しています。

1 計画

(1)協働事業の検討の主な視点(協働事業の導入)と協働事業計画

区所管課において協働事業を検討するとき、「既存の事業を協働事業で行なおうとする場合」に加え「新たな協働事業を検討する場合」があると思われます。また、直接、NPO等から区所管課に提案された事業が区所管課の目的と合致し、新たな事業として発展していく場合も考えられます。いずれも、協働事業を導入する際に留意すべき点を以下のチェックリストに例示しますので検討してみてください(チェック項目は例示であり、すべてに該当しなければならないものではありません)。また、より具体的な協働事業のイメージを持つために、「協働事業計画」を作成してみましょう。

【協働事業の導入チェックリスト】

この事業は、協働することで単独で実施するよりも質の高いサービス提供ができるなど、効果が高いと考えますか。また、どのような効果が期待できますか。

地域住民の参画が期待できるか。NPO等の専門性が発揮されるか。柔軟な対応ができるか。

民間において同様のサービスが行なわれている場合、区の事業として実施する、または関わる必要がありますか。

区と協働事業を行なう必要性の検討

この事業は、協働で行うことについて法制度上の問題点はありませんか。

法制度上の問題の克服手段についての検討も必要

新たに事業を実施する場合、区民のニーズを把握していますか。また、既存の事業を実施する場合でも事業開始時からの社会状況の変化なども踏まえて、現在でもその事業に対し区民の高いニーズがありますか。

団体と協働した場合に想定される具体的なメリット、デメリットは何か。また、デメリットは克服できますか。 費用対効果のみならず、NPO 等ならではのサービス内容など総合的に判断する。

対象事業の分野で活動する、協働相手となる可能性がある NPO 等が存在していますか。

NPO等の意見を聴いていますか

NPO等のほか、適切な協働の相手方はありますか。

【協働事業計画(例)】

協働事業を行なうことを決定したら、最終的には協働事業計画をNPO等と区が相互に確認しながら作成する必要があります。下記、事業計画例はあくまでも区としての協働事業の目的と進め方を確認していくための作成例です。

計画段階では、まだ区内部での作業で、この計画を相手方に押し付けるものではなく、双方で協議しながら決定していきます。ただし、現段階では、どのような相手先がいるのか、区 民のニーズはどの程度か、これらを踏まえて無理のないスケジュールにする必要があります。

事業のねらい、目的	・区が単独で行なうよりも協働で行なうことを選んだ理由など。
事業の成果目標、協	・区との協働実施により期待できる効果
働の効果	・数値的な目標が設定できれば設定しましょう。
想定される相手方	・その相手方しかいないのか、公募で行うなど。
想定される形態	・「補助」、「委託」、「事業協力」などP8参照
	・いずれの形態を選択する場合も役割分担や費用分担を明確に
	する必要があります。
想定される役割分担	
想定される	·()の領域 「A~E」の領域については、P15参
協働の領域	照。
時限性の方針	・年度目標、事業の見直し時期や終了時期など一定の時期に見
	直しを行ないましょう。
スケジュール	・事業実施までの概ねのスケジュール

「地域課協働推進担当」では、協働事業の実施を考えている、または、すでに協働事業を行なっているが困ったことが生じているなどの相談を受け付けています。また、協働事業に関し、情報を一元化していくことからも協働事業の実施を考えている場合は、情報をおよせください。

(2) 協働相手を選定する

協働相手を選定するに当たっては、事業の質の確保に留意し、プロポーザル方式等の競争性のある方式により選定していく必要があります。NPO 支援基金制度登録団体リストやNPO 法人リスト、すぎなみNPO 支援センター登録団体などを活用し、どのような団体があるのかなど調べることができます。

協働相手を選定するためのチェック項目を次頁に例示します。

【協働相手を選定するためのチェック項目】

項目	内 容
活動内容	活動内容の公益性
	相手の社会的使命(目的)と協働事業目的との一致性など
業務の遂行能力	執行体制(事務局体制、会員数など)
	財政状況(収支の健全性、安定的な収入の確保など)
	実務能力(適切な内容の事業報告書等の作成など)
	専門的能力(個別事業等の実績、ネットワークの状況など)
団体運営の透明性	事業報告書、経理状況等の積極的な公開
	自己評価の有無など

2 実施

協働事業の具体化に向けての協議と事業の実施

協働相手方が選定され、いよいよ協働事業に向けて具体的な協議が始まります。「協働の原則」(P6参照)に基づき、先の「協働事業計画」を参考に、改めて「協働の意義」、「目的」、「役割分担」、「形態」など双方でよく話し合いをします。また、円滑な協働事業の推進に向け、克服すべき課題や双方の要望等について、忌憚なく話し合っていくことが大切です。

【協議開始】

NPO等と区所管課は、事業計画の具体化について「協働の原則(P6参照)」に基づいて協議をはじめます。

協働の意義、目的を再確認したうえで、役割分担、今後の進め方などについて具体的に 双方でよく検討し、また、必要な予算等の具体的な協議を進めます。

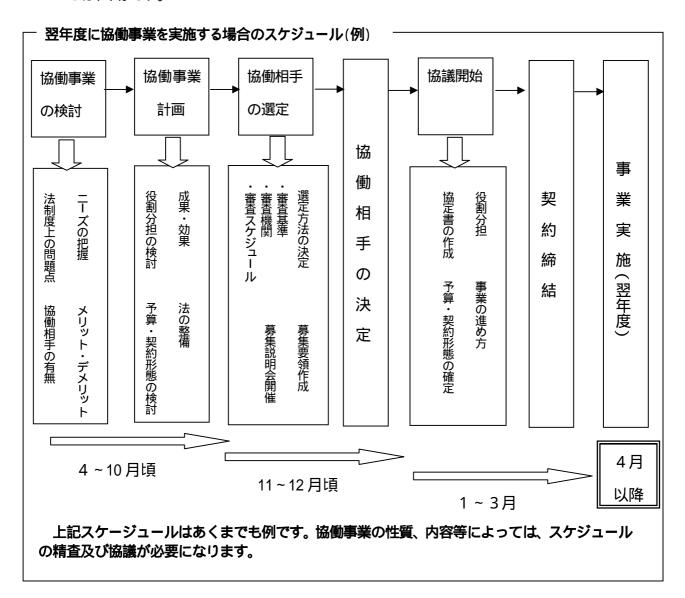
協働事業の形態、契約方法などについて、検討します。(P8~11参照)

事業を行なうための契約締結などのほかに、上記の協議を形にした「協定書」(P12 参照)を取り交わすことがNPO等との協働においては基本となります。

協議には、必要に応じ地域課協働推進担当及び協働推進チームのメンバーも参画します。

【協働事業の実施】

実施過程においても、NPO等と区所管課双方で緊密な意思疎通を図り、事業の進行状況のチェックや発生した課題等について、忌憚なく話し合い、課題の解決に努めていくことが大切です。



3 評価

協働事業の実施中・実施後の評価

協働事業についてNPO等と区所管課はそれぞれ対等な立場で評価を行い、今後に向けた改善点等を検証していくことが望まれます。(評価の際の着眼点については資料編P32を参照してください。)また、事業の実施過程やその評価はホームページ等で公開し、協働事業の透明性や信頼性を高めることが大切です。

資料編

資料1	すぎなみNPO支援センターの概要 ・・・・・・・・・22
資料 2	杉並ボランティア・地域福祉推進センターの概要 ・・・・・・・24
資料3	杉並区NPO支援基金の概要 ・・・・・・・・・・・・25
資料4	すぎなみ地域大学の概要 ・・・・・・・・・・・・・27
資料 5	すぎなみ地域活動ネット - すぎなみ地域活動応援サイト - の概要 ・・・30
資料6	NPO等からの協働事業提案制度 ・・・・・・・・・・31
資料7	杉並区協働事業評価制度
1	評価制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・32
2	評価項目及び着眼点・・・・・・・・・・・・・・・33
3	平成19年度杉並区協働事業評価シート・・・・・・・・34
4	協働事業評価(中間評価・実施後評価)の実施について・・・・38
資料8	平成19年度すぎなみ地域大学『NPO活動実践講座』委託団体の選定 ・・46
資料 9	「杉並区ゆうゆう館協働事業」の紹介・・・・・・・・・48
資料10	平成19年度「杉並区移動サービス情報センター」運営選定結果・・50
資料11]「杉並行政サービス民間事業化提案制度」の実施について・・・・5 1
資料12	区内におけるNPO法人の現状・・・・・・・・・・55
資料13	Q&A · · · · · · · · 5 7
資料14] 用語集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
資料15	杉並区NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例・・65

すぎなみNPO支援センターの概要

1 設立目的

杉並区NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例に基づき、NPOの中間支援 組織として、専門性の高い柔軟な事業展開で、団体の組織活動の支援を図る。

2 運営主体

センターの運営は、NPO・ボランティア活動推進センター運営委員会有志など、幅広いNPO関係者が設立した、「特定非営利活動法人NPO支援機構すぎなみ」に業務委託する。

3 施設の概要

所在地:阿佐谷南1-47-17阿佐谷地域区民センター4階

電話:3314-7260(代表) FAX:3314-7265

e mail:info@nposuginami.jp URL:http://www.nposuginami.jp

開館時間等:火曜・日曜・第3水曜・年末年始を除く毎日(午前10時~午後6時)

施設概要:事務室/ライブラリー(図書、資料の閲覧及び短時間の打合せ、インターネット

による情報の収集等に提供)

研修室/(センター主催の研修・講座の開催。空いている時は、登録団体の研修、 打合せ等に貸出)

設備・機材等:印刷機、コピー、FAX、プロジェクター、スクリーン

4 業務内容

業務区分	業務内容
NPO等に関する情報収集・発 信	・行政等との協働等に関する情報の収集・発信 ・NPOの運営に係わる情報の収集・発信 ・ホームページの開設
NPOの組織運営・実務に関す る支援	・NPOの組織運営・実務に関する実務相談の受付及び、講座等の開催 ・NPO間のネットワークづくりのコーディネート
N P O と行政・企業等とのコー ディネート	・協働事業実施に関するコーディネート
NPO活動・NPO支援基金の 普及啓発	・区内NPO法人等と協働でNPO支援基金の普及啓発事業 (NPOのつどい)の実施等
すぎなみ地域活動ネットの運 用管理	・ネット運営委員会を設置し、NPO関係者等を交えて運営 方針等について検討、調整する。・利用団体の登録受付・操作講習会の開催
登録団体の活動支援	・NPO研修室、印刷機・コピー機等、活動の場と利用機材 の提供
地域活動情報・相談コーナー	・すぎなみ地域大学の講座修了者等、区民の地域活動へ参加 を情報提供、相談等でサポートする。

5 施設・機材の貸出等

研修室及び印刷機等の機材について、センターに団体登録をした団体が研修や打合せ等、団体の目的を達成するために行う活動に貸出を行う。

6 19年度の主な実施事業

NPOの組織運営に関する専門・実務講座

- ・NPO法人の事業報告書作成講座 都庁に書類を出そう!
- ・個人情報の取り扱い講座
- ・NPO 運営から経営へ 儲かる NPO のヒケツ -
- ・実践で身につく!NPOの会計
- 「・NPO会計日誌」を使用した会計講座
- ・今さら聞けない指定管理者ってなに?
- ・パソコン実践講座
- ・NPOの組織マネジメントと法令遵守(コンプライアンス)講座
- ・NPO法人の税務講座
- ・NPO法人を設立しよう

NPO等に関する情報収集・発信

- ・協働事業等の行政情報の提供
- ・ホームページでのNPO活動紹介
- ・NPOフェスタの開催

NPO組織運営・実務に関する支援

- ・NPOインターンシップ (就業体験)のコーディネート
- ・行政書士の派遣業務
- ·NPO法人運営事務相談業務
- ·NPO法人設立相談業務

地域活動情報・相談コーナー

- ・地域活動情報の提供
- ・地域活動に関する相談業務
- ・ライフキャリア実現セミナー
- ・日曜講座の開催

各種相談業務

- ・設立相談 94件
- ・会計・財務相談 76件
- N P O 活動相談 2 9 7 件
- ・インターンシップ相談 11件
- ・助成金相談 33件
- その他 426件

資料2

杉並ボランティア・地域福祉推進センターの概要

1 設立目的

「杉並区NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例」に基づき、区民のボランティア活動や地域活動への参加を支援するとともに、地域でのボランティアのネットワークを整備し、区民やNPO、事業者等の社会貢献活動の推進を図る。

2 運営主体

杉並区社会福祉協議会

3 施設の概要

所在地:荻窪5-15-13 あんさんぶる荻窪5階

電話:5347-3939 FAX:5347-2063 e mail:info@borasen.jp URL:http://borasen.jp

開館時間等:月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時まで 休館日:日曜日・祝日・12月29日~1月3日

施設概要:事務室/図書スペース(図書、ビデオの閲覧及び貸し出し)

設備・機材等:紙折り機、丁合機、印刷機、大型プリンター

点字プリンター

4 業務内容

4 耒份内谷	
業務区分	業務内容
コーディネート	相談者の希望に合わせた情報提供及び活動者への橋渡し はじめの一歩相談 特技さん登録
活動促進・研修	ボランティア・地域福祉活動に必要なスキル・知識を高めるための研修や、活動に入る前に見学や体験から始めるプログラムなどの提供 介助員ボランティア講座 ボランティア受け入れ担当者研修 ボランティアセミナー (ボランティア体験学習)
情報ネットワーク	ボランティア募集情報・メンバー募集情報・イベント情報・助 成金情報など、ボランティア・地域福祉活動に必要な情報の 提供 情報誌「ぼらん・て」発行 ホームページ
活動サポート	ボランティア・地域福祉活動の側面的な応援 器材の貸出等 助成金の交付
災害ボランティアセンター運営	災害発生時に必要なボランティアの受け入れ窓口を開設し、被 災者を側面的に支援する。

杉並区NPO支援基金の概要

1 基金の目的

NPOの自立した活動の発展を確保するため、事業者や個人からの寄付を受け付け、NPO 法人の活動に必要な資金を助成し、NPOの活動を推進する。

基金の特徴 ~ 市民活動を市民が支える仕組み ~

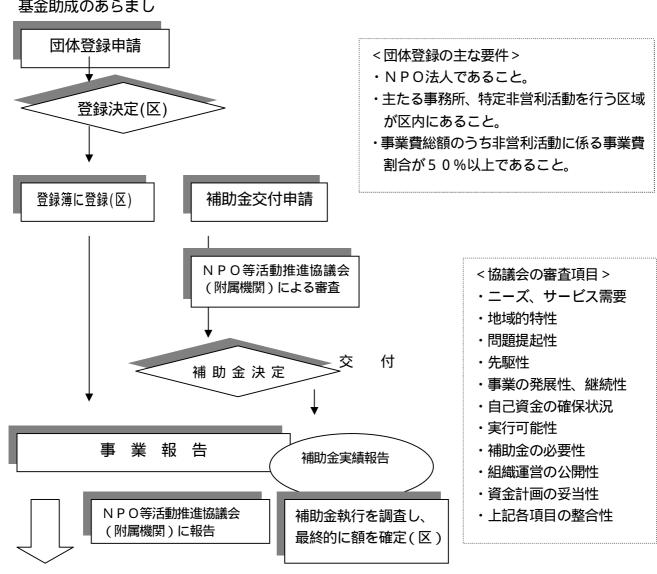
寄付者が、助成したいNPO法人を希望することができる仕組み

寄付者が、税制上の優遇措置を受けられる仕組み

区民参加の第三者機関が基金助成審査をし、その情報を公開

「寄付の文化」 の拡がりへ

基金助成のあらまし



「情報の公開」により区民が評価

4 これまでの実績

	NPO支援基金への寄付	NPO法人への事業費補助
14年度	14件 3,799,492円	2団体 600,000円 申請 2団体
15 年度	18件 2,228,204円	13 団体 2,989,000円 申請 18団体
16 年度	15件 1,409,604円	11団体 1,918,000円 申請 18団体
17 年度	15件 2,568,839円	10団体 1,445,000円 申請 23団体
18 年度	26件 3,611,221円	17団体 3,000,000円 申請 24団体
19 年度	27件 2,294,775円	31団体 3,599,000円 申請 31団体
計	115件 15,912,135円	84団体13,551,000円 申請116団体

すぎなみ地域大学の概要

1 開校の目的

団塊の世代の地域還流を視野に、区民の地域社会における受け皿づくりを進めるとともに、協働による新しい自治のまち・すぎなみの実現を図るため、「社会貢献活動の実践者」「公共サービスの担い手」となる人材を積極的に養成していく仕組みとして18年4月に開校しました。

2 基本理念

- ・区民の社会貢献意欲を喚起し、自らの可能性を拡げる「学び合いの仕組み」をつくる。
- ・地域貢献活動を担うNPO等の人材づくりを支援し、「協働社会の担い手」を育てる。
- ・地域の課題解決に向け、区民が知恵と力を出し合い取り組む「協働社会の基盤」をつくる。

3 入学対象

地域活動に意欲のある区民(区内在住・在勤・在学者)

4 修学のしくみ

- (1)場 所 講義は、主に杉並区職員能力開発センター(成田東4-36-13)。
- (2)期間 修学期間は、講座により異なります。
- (3)時間 講座ごとに開講する曜日や時間帯を固定して行い、週1回程度。
- (4)受講料 原則として有料。

5 平成19年度 実施状況

(1) 前期講座

講座名		申込者	定員	申込率	受講者	実施状況
地域活動入門講座					260	4月27日、5月6日
プロ・3人口里リノ () 1時/主					200	申込不要の公開講座
 公共サービス起業講』	ᄷ	21	30	70%	19	(6/20~10/17、全16回)
ムスケーレス心未明	± 	21	30	7 0 70	13	16 名修了
 地域で子育て支援講	ᄷ	25	30	83%	20	(6/14~10/16、全24回)
	± 	20	30	0370	20	17名修了
 犯罪被害者支援員 /	λ 門議	31	40	78%	31	(6/13~8/29、全10回)
加·FIX占有文及英		31		7 0 70	31	25 名修了
 救急協力員 指導者請	善 体	30	30	100%	29	(6/22~7/31、全7回)
水心侧刀头 11等日中	7 / *	30				27 名修了
 消費生活サポーター		26	30	87%	24	(6/13~11/14、全21回)
	 	20		0170		25 名修了
 食育推進ボランティ	ア舗広	38	30	127%	37	(6/1~7/20、全8回)
及内に進かフラブイ	/ III)/II	00		12170	01	32 名修了
	5 / 30(水)	31	30	103%	26	
救急協力員コース	6 / 23(土)	13	30	43%	10	・区民レスキュー証を交付
(1日限り<4時間>)	7 / 17(火)	17	30	57%	16	
	8 / 5(土)	21	30	70%	20	

講座名	申込者	定員	申込率	受講者	実施状況
読書ボランティア講座	97	30	323%	32	(6/15~9/21、全6回) 32名修了
みんなで地域情報を発信講座	38	20	190%	20	(6/9~7/14.全6回) 20名修了
学校図書館スタッフ講座	63	20	315%	41	(6/2~8/4、全7回) 41名修了
子どもの自立支援サポーター講座	18	20	90%	15	(6/14~9/17、全8回) 11名修了
前期計	469	400	117%	600	

(2) 後期講座

講座名		申込者	定員	申込率	受講者	実施状況
防犯診断講座	まちの防犯診 断編	13	30	43%	13	(10/1~11/19、全8回) 12名修了
ドクタビョジを介す時/空	個人住宅診断編	11	12	92%	11	(12/3~1/28、全6回) 10名修了
みどりのボランティ	ア講座	24	30	80%	22	(9/28~11/2、全6回) 18名修了
学校介助員ボランテ	ィア講座	31	30	103%	31	(11/2~12/14、全 8 回) 29名修了
福祉車両運転協力員	講座	37	20	185%	22	(10 / 27 ~ 11 / 11、全 3 回) 22 名修了
精神保健福祉ボランテ	ィア講座	36	30	120%	34	(10/9~11/30、全6回)
犯罪被害者支援員 実践講座		16	25	64%	16	(10/24~12/19、全8回) 15名修了
障害者雇用入門講座		10	20	50%	10	(10/12~12/8、全5回)
動物適正飼養普及員	講座	44	30	147%	40	(10/20~12/20、全 8 回) 38名修了
介護予防サポーター	講座	33	30	110%	33	(10/29~12/18、全8回) 30名修了
	10 / 18(木)	28	30	93%	26	
救急協力員コース	11/9(金)	20	30	67%	19	区民レスキュー証を交付
(1日限り<4時間>)	12/10(月)	20	30	67%	13	区民レス十ユ一証を又り
	1 / 19(土)	53	30	177%	38	
公園でスケッチ隊講座		23	20	115%	21	(10/6~1/12、全4回) 16名修了
住宅改修アドバイザー講座		35	30	117%	30	(10/27~12/15.全8回) 27名修了
地域活動の広報デザ	イン講座	18	20	90%	17	(10/20~12/1、全6回) 17名修了

講座名	申込者	定員	申込率	受講者	実施状況
外国人区民サポーター講座	40	30	133%	38	(10/13~1/26、全8回) 36名修了
後期計	492	477	103%	434	

前期・後期合計	961	877	110%	1,034	

実施状況中、修了者数の記載のない講座は、修了基準を定めていない講座。

6 18年度開設講座修了者の地域活動参加者数

(1)18年度全講座(12講座)の概要及び修了者の活動状況

講座定員	申込者	申込率	受講者	地域活動入門 を除く受講者 数	修了者	修了率	地域活動参加者数	参加率
730名	880名	1 2 1 %	719名	5 5 5名	5 1 1名	9 2 %	371名	7 3 %

- 1 修了者・修了率は、修了基準を定めていない「地域活動入門」を除く講座(11講座)の修了生を対象として 算出した。
- 2 地域活動参加者数は、「新規の団体を設立」「既存の事業へ登録」「既存の団体に参加」の合計。

(2)地域活動参加者数371名の内訳

公共サービスの担い手づくりの活動状況 (新規の団体を設立)

講座名	修了者	地域活動参加者数	参加者率
公共サービス起業コース	5 1名	2.7名	5 3 %
地域で子育て支援コース	3 I 1	2/ 1 1	3 3 %

行政事業等への登録者状況 (既存の事業へ登録)

登録事業名	修了者	登録者数者数	登録率
犯罪被害者支援員(区・管理課)			
救急協力員(地域保健課)			
防犯診断普及員(地域安全担当	378名	274名	7 2 %
課)			
花咲かせ隊等(みどり公園課)			

NPO活動実践講座における仲間づくり(既存の団体に参加) 修了者82名に対して、70名(85%)が団体活動へ参加。

資料 5 すぎなみ地域活動ネット - すぎなみ地域活動応援サイト - の概要

1 設置の目的

区民の地域活動への参加を促進するため、インターネットを利用して区の地域活動団体の情報を広く発信するとともに、区民の地域活動への参加を支援するための情報基盤としてのサイトを構築する。

2 機能の概要

- (1)「団体情報」「イベント情報」「人材募集情報」「まちかど掲示板」の基本コンテンツのほか、「協働のページ」「すぎなみ学倶楽部」「すぎなみ地域大学」「ゆうゆう館」「町会・自治会」などの関連情報を掲載
- (2) 登録団体の会員相互の情報交換機能を搭載

3 サイトの運営体制

すぎなみNPO支援センターの情報収集・発信業務との相互連携が図れるよう、「NPO法 人NPO支援機構すぎなみ」との協定により、運営を委ねることとし、NPO団体、地域情報 の専門家、区等が幅広く参画する運営委員会を構築して運営方針の検討にあたる。

4 利用者への対応

インターネットの利用に不案内な団体の利用を促進するため、簡易マニュアルの作成や利用 者講習会を実施するとともに、すぎなみNPO支援センターの業務の中で、利用者からの相談に対 応し、サイト利用者の拡充を図る。

5 運営委員会の検討経過

平成19年度のリニューアル後も新たな情報の発信と利用促進を図るために、コンテンツについての検討を重ね、「ゆうゆう館」「町会・自治会」「杉並区移動サービス情報センター活動レポート」などの新コンテンツを追加した。

6 利用状況の推移

(1)登録団体数

各月末日現在

調査時期	登録団体数	伸び率(対17年4月比)
17年4月	2 5 団体	1.00
10月	7 3 団体	2.92
18年4月	8 8 団体	3 . 5 2
10月	9 5 団体	3.80
19年4月	104団体	4 . 1 6
1 0月	1 2 1団体	4 . 8 4

(2)アクセス状況 (人)

調査時期	セッション	ページビュー	1日当たりの平均訪問者数
17年4月	4,357	114,685	1 4 5
10月	3,492	75,583	1 1 2
18年4月	5,114	81,181	170
10月	5,318	88,746	171
19年4月	9,489	200,114	3 0 6
10月	5,386	76,922	173

セッションとは、サイトに訪れた利用者(訪問者)数

ページビューとは、訪問者がアクセス(閲覧)した画面数

NPO等からの協働事業提案制度

平成16年度から3ヵ年実施した協働事業提案制度では、NPO・市民活動団体68団体から74事業の提案が寄せられ、以下の7事業が選定され、提案団体と所管課が実施に向けて対等な立場で協議・検討を行いました。

選考実績

平成16年度・選定された提案(2件)(17年度実施)

提案団体名 【事務所所在地】	提案事業名 提案内容のあらまし		区所管課				
NPO法人	井草森公園運動場の天	井草森公園運動場の芝生ピッチの天然	教育	育委	員会	事務	易局
杉並アヤックス	然芝生維持管理業務委	芝生維持管理業務を受託実施し、経費	社会	教育	ラスオ	ぱーツ	ノ課
サッカークラブ	託事業	減で芝のクォリティを保ち、利用効率					
【杉並区】		のアップを図る。					
NPO法人	迅速・安心・受けやす	近年国内でも導入されつつある、AIDS	保	健	福	祉	部
HIVと人権・情報	い・すぎなみ AIDS 即日	即日検査及び事前・事後カウンセリン	保	健	予	防	課
センター東京支部	検査&相談事業	グ事業を実施し、住民の健康(生命)					
【千代田区】		を尊重した予防啓発等を行う。					

平成17年度・選定された提案(3件)(18年度実施)

NPO法人	地域に広げよう!子	杉並公会堂の新規オープンを機に、区	区民生活部
こども文化NPO	どもたちと芸術家と	や舞台芸術関係団体等と協働して、「芸	管 理 課
$M \cdot A \cdot T$	の出会いの場	術家と子どもたちの出会いフェスティ	
【杉並区】		バル」を開催する。	
NPO法人	情報コミュニケーシ	小中学校各 1 校を対象に、電子会議	教育委員会事務局
さらプロジェクト	ョンツールとしての	室・メールなど、ITを活用したPT	社会教育スポーツ課
	IT を活用した PTA 活	A活動のモデル事業を実施し、仕組み	
【杉並区】	動モデル事業	のテンプレート化を図る。	
NPO法人	小・中学校の「総合的	小中学校の「総合的な学習」の中で、	教育委員会事務局
シニアボランティア	な学習」への授業協力	シニアの職業・人生体験を活かし、デ	指 導 室
経験を活かす会	~国際理解を深め、豊	ィベート、実験、制作などの新しい方	
	かな人間づくりをめ	法による講座を実施する。	
【渋谷区】	ざす教育の推進~		

平成18年度・選定された提案(2件)(19年度実施)

TIME OF THE PROPERTY (19 TIME)				
NPO法人	『参加型エコスクー	ビオトープづくりのコーディネート経験を	教育委員会事務局	
まちづくりに夢をつ	ルづくり(子どもたち	もつNPOが、子ども・教職員・保護者・地	学 校 運 営 課	
なぐ市民の会	と一緒に)」のコーデ	域が関わる実施体制づくりや施工計画等の	19 年度より	
	ィネート事業』	ワークショップの企画運営、おひろめイベン	教育委員会事務局	
【杉並区】		トの企画運営補助などを行い、参加型エコス	庶 務 課	
		クールづくりをコーディネートする。		
NPO法人	『子どもの安全を守	保護者同伴の通園から、児童のみの通学に変	教育委員会事務局	
市民共同学習プロジ	るための親子参加型	わる就学前後の子どもと親を対象に、学校の	指 導 室	
ェクト子どもひろば	学習の実施事業』	出前授業として、子どもの安全を守るための	19 年度より	
【立川市】		親子参加型学習を行う。	教育委員会事務局	
			済美教育センター	

資料7

杉並区協働事業評価制度

この制度は、協働事業の評価をこれからの協働に活かし、協働の質を高めるとともに、協働事業の信頼性・透明性の向上を図ることを目的とし、17年度より開始しました。

その手法は、選定事業実施団体及び所管課が各々で事業実施中(中間)・実施後に「協働事業評価シート(P34~37参照)」を作成し、それを基に公開の場で相互の認識の相違点の明確化と情報の共有を図ります。それにより、よりよい協働に向けて今後の改善の方向性などを見つけ出すことができます。評価結果は区のホームページ等で公表し透明性を確保します。

1 評価制度の概要

	評価制度		
目的	協働事業の評価をこれからの協働に活かし協働の質を高めるとともに、 協働事業の信頼性・透明性の向上を図ることを目的に実施する。 17年度からモデル事業を対象に実施している。		
実施時期	各協働事業について、「中間評価」(概ね10月)と「実施後評価」(概ね 翌年5月)の2段階で実施する。		
対象事業	16~18年度協働事業提案で選定された各事業をモデル事業とする。		
評価方法 体 制	16~18年度協働事業提案で選定された各事業の実施団体及び区が 行なう「自己評価」後に、NPO等活動推進協議会において、所管課、 団体による「協働事業評価会議」を行ない、今後に向けた改善点等を検 証する。		
評価項目 着 眼 点	(P33参照)		
評価段階	達成度別の4段階で評価する。 「そう思う」 「概ねそう思う」 「思わない」 「わからない」		
評価結果の公表	評価結果 (実施団体、区の評価シート及び「協働事業評価会議」まとめ)は、区ホームページ等で公表する。		

中間評価では「計画段階」、「実施段階」、実施後評価では「実施段階」、「ふり返り段階」部分を評価

2 評価項目及び着眼点

段階	評価項目	着眼点
	事業目的・成果目標を明確	・区民ニーズや社会情勢を反映した事業目的とその事業
	化し、共有したか	の成果目標(事業を行なうことによって「何がどうい
		う状態になることを狙っているのか」)を十分な双方
_		の協議のもと作成、共有された。
計	協働の意義・効果を十分に	・単独実施より高い事業効果が得られるか、十分に検討
	検討し、共有したか	がなされた。
' '	力掛の担エナナ圏ごエは	・なぜ協働で行なうのか、理由は明確である。
段	協働の相手方を選ぶ手続 きは適当であったか	・選定理由、選定基準や審査基準が明確である。
階	事業計画を双方協議のう	・双方で十分な協議がなされた。
	え作成したか	・事業や収支の計画、協働の形態、協働する期間の検討
	7611 1220 1623	を行なった。
	双方の役割分担を明確化	・事業における役割分担を行ない、協定書等で明示した。
	し、共有したか	
	双方の役割分担を十分に	・役割分担に基づく適切な対応を行なった。
	果たしたか	・進捗状況を適宜確認しあった。
実	受益者からの意見を聴い	・利用者アンケートなどを通じて、受益者の意見や満足
施	たか	度を把握した。
段	事業の進捗状況や関連情	・双方の話し合い機会を設けた。
	報を共有したか	・必要に応じた企画の修正など十分な議論のうえで柔軟
階	+BE 0 27/4 I - 28 + 0 + 18	に行動した。
	課題の発生に、双方の立場	・課題の発生にすばやく対応できた。
	から適切に対応したか	・双方の連絡調整が円滑に行なえる体制ができていた。
	事業の成果目標を達成で きたか	・事業の成果目標の達成度合いを双方で検証した。
	協働の効果が十分に得ら	・事業目標の達成度など想定していた協働による事業効
131	れたか	果が十分に達成された。
	組織内部で事業をふり返	・組織内部のふり返りを十分に行なった。
וט	り、改善点等を話し合った	・事業や収支の計画、役割分担など協働事業を実施する
返	か	うえでの課題や改善点の検討を行なった。
IJ	双方で事業をふり返り、改	・双方でのふり返りを十分に行なった。
段	善案等を話し合ったか	・事業や収支の計画、役割分担など協働事業を実施する
		うえでの課題や改善点の検討を行なった。
階	ふり返りの結果を公表し	・ふり返りの結果を受益者や区民へ公表した。
	たか	
	継続の可能性について検	・今後の継続、発展等について検討した。
	討したか	

【評価段階】 そう思う 概ねそう思う 思わない わからない 評価表に各項目別の特記事項欄を設け、「良かった点」や「評価ができない理由」等を記載

平成19年度杉並区協働事業評価シート

所 属			
記入者氏名	記入月日	月	日
事 業 名			

1 計画段階

		15216			4T /T	- C R RLL	
段階			評価項目		評価段階		
	事	業目	的・成果目標を明確化し、共有したか	そう思う	概ねそう 思う	思わない	わからな い
		着眼点	区民ニーズや社会情勢を反映した事業目的とその事業の成果 目標(事業を行なうことによって「何がどういう状態になることを狙っているのか」)を十分な双方の協議のもと作成、共有 された。				
		特記事項					
	協	動の	意義・効果を十分に検討し、共有したか	そう思う	概ねそう 思う	思わない	わからな い
		着眼点	単独実施より高い事業効果が得られるか、十分に検討がなされた。 なぜ協働で行なうのか、理由は明確である。				
計		特記事項					
_	協	動の	相手方を選ぶ手続きは適当であったか	そう思う	概ねそう 思う	思わない	わからな い
画		着眼点	選定理由、選定基準や審査基準が明確である。				
段階		特記事項					
PH	事	業計	画を双方協議のうえ作成したか	そう思う	概ねそう 思う	思わない	わからな い
		着眼点	双方で十分な協議がなされた。 事業や収支の計画、協働の形態、協働する期間の検討を行 なった。				
		特記事項					
	ZΣ	 (方の	役割分担を明確化し、共有したか	そう思う	概ねそう 思う	思わない	わからな い
		着眼点	事業における役割分担を行ない、協定書等で明示した。				
		特記事項					

- 1. 各評価項目について、着眼点を参考のうえ、該当する評価段階に 印を付けてください。 2. 「特記事項」について、評価段階の理由、評価することが適当でない理由などをできる限りご記入ください。

所 属			
記入者氏名	記入月日	月	日
事 業 名			

2 実施段階

段階	評価項目 評価段階						
	XV.	方の	役割分担を十分に果たしたか	そう思う	概ねそう 思う	思わない	わからな い
		着眼点	役割分担に基づく適切な対応を行なった。 進捗状況を適宜確認しあった。				
		特記事項					
	受	益者	からの意見を聴いたか	そう思う	概ねそう 思う	思わない	わからな い
実施段		着眼点	利用者アンケートなどを通じて、受益者の意見や満足度を把 握した。				
		特記事項					
段階	事	業の	進捗状況や関連情報を共有したか	そう思う	概ねそう 思う	思わない	わからな い
P自		着眼点	双方の話し合い機会を設けた。 必要に応じた企画の修正など十分な議論のうえで柔軟に行動 した。				
		特記事項					
	調	題の	発生に、双方の立場から適切に対応したか	そう思う	概ねそう 思う	思わない	わからな い
		着眼点	課題の発生にすばやく対応できた。 双方の連絡調整が円滑に行なえる体制ができている。				
		特記事項					

- 1.各評価項目について、着眼点を参考のうえ、該当する評価段階に 印を付けてください。 2.「特記事項」について、評価段階の理由、評価することが適当でない理由などをできる限りご記入ください。

所 属			
記入者氏名	記入月日	月	日
事 業 名			

3 ふり返り段階

3 E	设階	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
۳.	~ []		D成果目標を達成できたか	そう思う	概ねそう	思わない	わからな
		着眼点	事業の成果目標の達成度合いを双方で検証した。	C 7/6/7	思う	75.47.50	<u>l 1</u>
		特記事項					
		協働の	効果が十分に得られたか	そう思う	概ねそう 思う	思わない	わからな い
		着眼点	事業目標の達成度など想定していた協働による事業効果が十 分に達成された。				
		特記事項					
		組織内	部で事業をふり返り、改善点等を話し合ったか	そう思う	概ねそう 思う	思わない	わからな い
	ふり返り		組織内部のふり返りを十分に行なった。 事業や収支の計画、役割分担など協働事業を実施するうえで の課題や改善点等の検討を行なった。				
	段階	特記事項					
		双方で	事業をふり返り、改善案等を話し合ったか	そう思う	概ねそう 思う	思わない	わからな い
		着眼点	双方でのふり返りを十分に行なった。 事業や収支の計画、役割分担など協働事業を実施するうえで の課題や改善点等の検討を行なった。				
		特記事項					
		ふり返	りの結果を公表したか	そう思う	概ねそう 思う	思わない	わからな い
		着眼点	ふり返りの結果を受益者や区民へ公表した。				
		特記事項					
		継続の	可能性について検討したか	そう思う	概ねそう 思う	思わない	わからな い
		着眼点	今後の継続、発展等について検討した。				
		特記事項					

- 1.各評価項目について、着眼点を参考のうえ、該当する評価段階に 印を付けてください。 2.「特記事項」について、評価段階の理由、評価することが適当でない理由などをできる限りご記入ください。

所 属					
記入者氏名		記入月日		月	田
事 業 名					
·					

4 自由意見記入欄

協働事業をふり返って
各設問に関わらず、全体をふり返って気付いたこと等を記入してください。
NPO等と行政との協働推進に関する意見
今回の事業に限らず、協働の推進に関しての意見等を記入して〈ださい。

4 協働事業評価(中間評価・実施後評価)の実施について

平成16年度に構築した協働事業提案制度に基づき、平成17年度に選定され18年度に協働 事業を行った3つの事業について、公開の場で中間評価会議と実施後評価会議を実施しました。 以下、評価会議の実例について紹介いたします。

協働事業評価会議の進行方法

	内 容
(1) 事業概要等の説明	協働事業評価制度の概要、事業実施までの経緯、事業計画・予算、 現在までの実施状況等について説明し、一般参加者を含め全体で共通 認識をもつ。
(2) コーディネーター によるヒヤリング	コーディネーター(協議会会長及び委員)の進行で、協働事業評価 シートをもとに、団体及び所管課にヒヤリングを行なう。 事実関係の確認とそれぞれの評価項目の共通点と相違点を明らかに し、相互の認識の相違、情報の共有を図る。
(3) N P O等活動推進協 議会委員及び一般 参加者からの質 疑・意見交換	コーディネーターの進行でNPO等活動推進協議会委員及び一般参加者からの質疑・意見交換を行なう。
(4) 課題整理及び改善 の方向等まとめ	コーディネーターの進行により、団体・所管課へのヒヤリング及び 協議により抽出された課題を整理、共有し、今後の改善の方向性な ど当日のまとめを行なう。

(1) 『地域に広げよう!子どもたちと芸術家との出会いの場』

提案概要	杉並公会堂の新規オープンを機に、区や舞台芸術関係団体等と協働して、「芸術家と子どもたちの出会いフェスティバル」を開催する。			
提案団体	NPO法人 子ども文化 NPO M·A·T 【杉並区】			
区所管課	区民生活部管理課			

【中間評価会議】

- コーディネーターによるヒヤリング<NPOの意見>

- ・協働推進担当によるコーディネートがあってよかった。
- ・協働事業として選定されたのが 17 年度で、その当時の所管課は区民生活部管理課だった。 しかし 18 年度より所管課が文化・交流課に変わったので、4 月より文化・交流課も実行委員 会に加わってくれていれば、さらによい事業となったのではないかと思う。

コーディネーターによるヒヤリング < 区所管課の意見 > .

- ・協働推進担当によるコーディネートがあってよかった。
- ・所管課と団体以外の関係各位を交えた打合せを、十分行うことができた。

- 協働推進委員及び一般参加者からの質疑・意見交換 -

・所管が文化・交流課へ移ったのならば、その時点で事業の所管課も文化・交流課に変えれば よかったのではないか。

協働事業として選定された9月以降、区民生活部管理課が話し合いを行ってきたので、 組織改正後も管理課が所管課となっているほうがスムーズに進行できると考えた。(所管 課)

・アンケートの回収率が低かったとあるが、原因は何か。

回収箱の設置場所が悪かった。ワークショップを行っている各部屋前に設置するべきだった。さらに回収の声かけも行わなかったのも原因だと思う。(NPO)

・目的の設定が不明確に思えるが、どうか。

杉並には文化人が多いが、子どもたちが文化・芸術に触れ合うといった取り組みは薄い。そのような中、杉並公会堂のオープンに合わせてイベントを考えた。一箇所に止まったイベントではよくないと思い、児童館でもプレイベントを行った。一定の評価はいただいたように思う。(NPO)

【実施後評価会議】

コーディネーターによるヒヤリング < NPOの意見 > ...

- ・ イベントの当日に参加者へのアンケートを行なったが、回収率が悪かった。回収箱の設置場所を公会堂の出口一箇所だけでなく、それぞれのワークショップ会場に設置するなどの工夫が必要だったと感じた。
- ・ 所管課は最初から、イベントを実施することが目的だったように感じる。団体の目的としては、イベント実施だけではなく、これをきっかけとして子どもたちが文化・芸術を体験できる場所を継続してつくっていくことが目的だった。初めから考えが違っていたと思う。

₋ コーディネーターによるヒヤリング < 区所管課の意見 > _

- ・ せっかくアンケートを実施したのに、公会堂には部屋がたくさんあることもあり、回収率が悪かった。アンケート箱をもっと目立つようにしたり各所に設置したりなど、改善の余地はある。
- ・ イベント終了後の継続性については、団体と所管課でかなりの温度差があった。イベント 当日の実績等については、反省会で十分に確認しあったが、今後の展開については議論が 不十分だった。また、公会堂を会場とする場合、早い段階から企画等をしていかなくては ならないため、オープニングイベントを進めつつ、翌年度以降の企画まで考えられなかっ た。
- ・ 区民の文化向上のためには、地域の団体と協働して企画していくことはとても効果がある ものだと認識している。今後、話し合いの中で、新たな企画が出てくればいいと思っている。

・ 団体は継続していくことが目的で、所管課はイベント成功が目的だったようだが、認識の ずれはいつごろからだったのか

最初からあったように感じる。所管課は最初からオープニングイベントが目的だったと思う。(NPO)

・ 継続できなかった理由は。同じようなイベントは無理だとしても、代案等は出てこなかっ たのか。

現在も児童館等を借りて、このイベントの縮小版のような活動は行なっている。この事業を提案したときは、杉並公会堂が杉並の文化を考える拠点となればいいという思いや、子どもたちが年に一回でもいいから、一同に会して芸術に触れられる機会がもてたらという思いがあった。また、実際にイベントの準備等を進めていくなかで、イベントの手伝いに従事できないが協賛金という形でなら協力したい等の申し出もあり、いろいろな協力の仕方があるのだということを実感した。このようなネットワークをつくることで、未来の子どもたちをみんなで見守っていくという地域のふれあいも考えの中にあったため、ぜひ継続したかった。ただ、イベント終了後に、新しい企画を持ち込んだところ、行政、公会堂、団体のそれぞれにイベントを実施していく上での時間軸のずれがあり、継続はできなかった。(NPO)

所管課としては、杉並公会堂のオープニングイベントの一環として考えていた。オープニングイベントは、昨年の12月で終了だった。ただ、杉並公会堂が文化の拠点施設として根付いていくためには、地域のいろいろな団体と協働姿勢をつくり、企画等に取り組んでいかなくてはならないと思っている。(所管課)

子どもの目で、このようなイベントを推進していけるといいのではないか。

ぜひやっていきたい。そのためにも、文化・交流課に道筋をつくっていただければと思う。 (NPO)

子どもの文化体験というものに対し、最大限協力していきたいと思っている。(所管課) ・アンケートは子どもの本当の気持ちを吸い上げるためのものがよいと思う。何が楽しかっ たのかがわかるような踏み込んだアンケートにしたらどうか

親用、子ども用のアンケートを作っている。子どもには、楽しかったことなどを絵に描いてもらってもいいようなものにしている。(NPO)

- コーディネーターによる課題整理及び改善の方向等のまとめ -

- ・ 評価シートを見たとき、団体と所管課で評価があまりにも違うことに驚いたが、最終的に 子どもたちが文化・芸術を体験する機会を広げていきたいという同じ認識に立つことがで き、よかった。
- ・ 地域に根ざした市民活動によって文化をつくっていきたいという、団体の長い視点から事業の継続を考えたとき、予算・時間軸等の中でいろいろなことを管理していかなければならない行政のしくみが壁になってしまったことが問題点としてあがった。これらを一歩ずつでも改善し、杉並の文化というものをつくっていければよいのではないか。

(2) 『情報コミュニケーションツールとしての IT を活用した PTA 活動モデル事業』

提案概要	小中学校各 1 校を対象に、電子会議室・メールなど、ITを活用した PTA活動のモデル事業を実施し、仕組みのテンプレート化を図る。
提案団体	NPO法人 さらプロジェクト【杉並区】
区所管課	教育委員会事務局社会教育スポーツ課

【中間評価会議】

- コーディネーターによるヒヤリング<NPOの意見>

・単年度の事業ではなく先を見据えた事業にするべきだと思ったが、その際に必要な P T A へのサポートについて、予算的なことも含め継続の可能性に疑問が残った。

[・]コーディネーターによるヒヤリング < 区所管課の意見 > -

- ・役所内は学校のことは学校運営課、PTAのことは社会教育スポーツ課となっている。学校の情報とリンクしていないとなかなか利用者が増えないことから、学校運営課も含めて事業を展開していきたかったが、そうするには至らなかった。事業が選定された時点から、学校運営課も含めた話し合いを行えればよかったと思う。
- ・来年度、さらに2校でホームページを開設していく予定だが、再来年以降は予算についてな ど学校運営課ともすりあわせを行っていきたい。

_ 協働推進委員及び一般参加者からの質疑・意見交換 _

・PTAにはパソコンを使うことができない人も多数いると思うが、その課題をどのように解 決したのか。

マナー講習会を開いた。(NPO)

・テンプレートを構築した後、それを使いこなせるようにフォローすることも必要だと思うが、 どうか。

ワードが使える人なら、大抵の操作ができるようになっている。(NPO)

・テンプレートを構築した後にどのくらい活用されるのかが重要だが、どのように周知するの か。

団体が周知するのではなく、PTAが情報発信をしたほうがよいと思う。(NPO)

コーディネーターによる課題整理及び改善の方向等のまとめ

- ・行政の横の連携が大切。来年度からは、学校運営課も含めて3者で協議を進めるべき。
- ・PTA、団体、所管課の役割について、今一度確認をしたほうがよい。

【実施後評価会議】

コーディネーターによるヒヤリング < N P Oの意見 >

- ・ 当初、学校内における P T A の位置づけがよくわからなかった。モデル小学校は P T A が中心となり、どんどん事業が具体化していく中、モデル中学校は P T A も学校の管轄の中にあるということで、 P T A 単独では情報をW e b 上に上げることができないという考えだった。その部分について、団体として気がつくのが遅かったのも反省点だが、所管課からのアドバイスがあれば、もっと早い時期に問題解決できたのではないかと思う。
- ・ モデル中学校側はすべての情報を公開したいという意向があるため、会員だけに限った掲示板は作っていない。そのためモデル校の2校のWeb上での一般会員に対する位置づけに差が出てしまった。団体としては、一般会員が意見交換できる場として掲示板をモデル中学校にも作りたかった。

コーディネーターによるヒヤリング < 区所管課の意見 > ___

- ・ この事業に手を上げた学校は、既に学校とPTAとの合意が済んでいるものと理解していた。そのため、事業を具体化していく話し合いに、学校長を含めるという認識はなかった。 モデル中学校の学校側の考え方と、この事業の目的が合致していないという状況がもう少し早くわかっていれば、これほどの遅れはなかったと思う。
- ・ この事業の継続に欠かせないことは、PTAのホームページが多くの人に利用してもらえる情報を流すことだと思う。そのためには、学校の行事等の情報も必要になってくるのではないか。モデル中学校のように、学校の情報もPTAのホームページで公開していきたいという流れは、今後も生かしていきたい。

_ 協働推進委員及び一般参加者からの質疑・意見交換 ___

- モデル校 2 校のサイトの更新作業についてはどのように考えているのか。今後もサポートしていくつもりではあるが、もともと XOOPS (ズープス)は誰でも簡単に作業ができることが特徴のため、更新作業はそれほどたいへんではない。(NPO)
- ・ 単にPTA活動を電子化するのではなく学校との関係を変えていく可能性もある分、学校 や教育委員会が怖がっているのではないか。モデル校の2校以外にも今回の事業のような 取り組みをしているところはあるのか。

大規模に行なわれている事例はない。また、PTA独自でやっているところはあっても、協働事業として取り組んでいるところもない。19年度は2校追加の計4校で事業を実施していく。(NPO)

・ プライバシーの漏洩やマナー等について、特に掲示板を匿名制で利用でき自由に意見が言 える状況の中、誹謗中傷、いじめなどの問題は出てこないか。

管理者は、誰が書き込んだのかなどがわかるようになっている。マナー等についても、 モデル中学校では、情報管理についてガイドラインを作成し、それにのっとって運営し ている。(NPO)

- ・ パソコン等のハードを持っている人といない人との情報格差が生まれてしまうのではないか。 現在の紙媒体の補助的なものと考えているため、その心配はないと思う。(NPO)
- ・ 選定された事業は、翌年度 1 年間の実施というのが原則ではないのか。事業を進めていく 中で、今後も継続していくかの検討をしていく 1 年間であるにも拘らず、モデル中学校に おいては 3 月に初めて学校長との話し合いがもたれたのは問題ではないのか。準備段階で、 事業概要についてどのように周知するべきかが、課題として残っていると思う。また、モ デル中学校区に在住しているが、このようなホームページの存在を全く知らなかった。 P R不足ではないか。

― コーディネーターによる課題整理及び改善の方向等のまとめ

- ・ PTAのホームページ開設について、地域住民へのPRが不足していることについては、 今後改善していく必要があるのではないか。
- ・ I T技術向上に関する各講習会の取り組みが、この事業の広がりにどのように関わってくるのかが今後の課題ではないか。
- ・ N P O や市民団体同士の協働を N P O側に丸投げしてしまうのではなく、これらの団体同士の協働の場づくりに行政が関わり続ける必要があるのではないか。また、どのように関わっていくのかが今後の課題ではないか。

(3) 『小・中学校の「総合的な学習」への授業協力

~ 国際理解を深め、豊かな人間づくりをめざす教育の推進~』

提案概要	小中学校の「総合的な学習」の中で、シニアの職業・人生体験を活かし、ディベート、実験、制作などの新しい方法による講座を実施する。
提案団体	NPO法人 シニアボランティア経験を活かす会【渋谷区】
区所管課	教育委員会事務局指導室

【中間評価会議】

コーディネーターによるヒヤリング < N P O の意見 >

- ・授業内容を決定するために相当な打合せが必要だが、学校側が多忙なため、なかなかスムー ズな打合せを行うことができなかった。
- ・アンケートの結果、受益者(児童・生徒等)からは高い評価をいただいたと自負しているが、 教育委員会からの評価についても聞きたい。

⁻ コーディネーターによるヒヤリング<区所管課の意見> ⁻

- ・団体が綿密な打合せを望んでも、学校側が多忙なため、打合せに十分な時間を割くことができない。打合せをスムーズに行うことが、今後の課題である。
- ・今後は打合せの短縮について団体にも協力していただきつつ、学校側の要望・希望を十分取り入れた授業内容にしていただければと思う。
- ・団体、所管課、学校の3者による話し合いを、早めに行っていきたい。

協働推進委員及び一般参加者からの質疑・意見交換 -

・打合せの仕方にかなり課題が残っているようだが、どのように解決していくつもりか所管課 に聞きたい。

今後は打合せの短縮について団体にも協力していただきつつ、学校側の要望・希望を十分取り入れた授業内容にしていただけるよう、所管課として一緒に考えていきたい。(区所管課)

・こどもたちとの意識の違いをどのように克服したか。

授業を団体がチェックし、難しい言葉を使うことは避けるようにした。給食を一緒に食べて、交流を図った。(NPO)

【実施後評価会議】

コーディネーターによるヒヤリング < N P Oの意見 >

- ・ 授業内容を決定するためには事前に充分な打合せが必要。しかし学校側が多忙なため短時間で効果ある打合せを目指した。その点、所轄課が間に入って連絡調整を行ってくれたので効率的な打合せができた。
- ・ 初期の段階で、授業に臨む直前に学校側から授業内容の変更依頼があって急遽変更した事がある。その時は関係者の協力でどうにか対応できた。以後は教員に同席を願ってリハーサルを行い、急な変更を避けるようにした。
- ・ 実施した事業については、団体内で方法や内容等について十分話し合いを行なった。また、 授業リハーサルの際に指摘されたことについても情報を共有し、改善した。
- ・ 今回の事業は、所管課、学校、団体の三者が共通の理解のうえに進めていかなければいけないと思っている。打合せを三者で行なわなかった場合でも、情報共有をきちんとするべきだったが、足りない部分もあったように感じる。

- コーディネーターによるヒヤリング<区所管課の意見> -

- ・ 小学校教育経験のない講師もいたが、教員の協力を得てリハーサルを行なうことにした。 このように授業づくりの段階から、学校、団体、所管課で協働することができた。
- ・ 学校側が多忙な中、団体がメールや電話、FAX等でこまめに連絡をとり、また直接学校 に赴いてくれたりしたため、学校側からの理解が得られたのではないかと思う。
- ・ 事業も2年目を向かえ、団体、学校、所管課でよい関係を築くことができてきたので、今 後は無駄なく効率的に進めていくことができると思う。
- ・ 総合学習の時間は、学校教育コーディネーターがコーディネートする場合もある。総合学 習の時間を取り合うようなことがないように、総合学習の時間をどのようにしていくかな ど、所管課が整理・統合を行ないながら、協働ができる環境を整えていかないといけない と思う。

協働推進委員及び一般参加者からの質疑・意見交換 -

・ 委託費の内訳についておしえて欲しい。例えば、打合せの際にかかった交通費は含まれて いるのかなど。

交通費は、実費を原則会負担とした。打合せ回数が多くなったため後半は一部自己負担をしていただいた。自転車利用者には無支給。一時間の授業を実施するためには、10時間以上の準備が必要だが、一つの授業につき、講師料は5,000円程度。(NPO)

・ 団体内部での研修計画はあるか。

プレゼンテーション力や話し方など、団体内で研修を行い、それに合格しないと実際の授業で講師ができないことになっている。厳しい研修ではあるが、子どもたちのために授業を行なうためには必要だと思っている。(NPO)

・ 予算がとても少なく感じる。どんなにすばらしい事業でも、予算を無理に削らなければ協 働はできないのか。

この事業は、協働事業提案制度に基づき選定されたもの。事業提案を受けた際の予算額で契約しているが、次年度の契約の内容については、話し合って決めていく。 (所管課)

- コーディネーターによる課題整理及び改善の方向等のまとめ

・協働事業提案制度は、NPO等の視点から事業提案をするといった内容で、事業計画や予算も団体が提案したものだが、事業を実施するための計画段階で予算等に無理が生じてきた場合は、きちんと話し合って解決していくことが必要である。地域課もきちんとしたコーディネートを行なうべきである。

平成19年度すぎなみ地域大学「NPO活動実践講座」委託団体の選定

19年度に開講するすぎなみ地域大学の講座として「NPO活動実践講座」の委託団体を募集し、前期講座として4団体(応募団体18団体)、後期講座として4団体(応募団体12団体)、合計8団体の企画を選定しました。

1 NPO活動実践講座の目的

区内を中心に活躍するNPOが講座を企画・運営し、自らの活動に必要な人材育成を図り、 一緒に活動していくことを目的に実施する。

2 19 年度選定団体

(1)前期講座

団体名	講座名	概要
NPO法人 日本キャリアビジョン研究所	子どもの自立支援サポ ーター講座	ニートを生まない地域社会を目指し、大人の経験や知恵を活用し、地域や関係機関と連携しながら、子どもたちの自立を応援するための人材を養成する講座。
N P O法人 チューニング・フォー・ ザ・フューチャー	みんなで地域情報を発 信講座	パソコンやデジタルカメラ等を用い、文章・画像・映像による地域情報をつくり出すとと もに、ホームページ等で自ら情報を発信できる人材を養成する講座。
N P O法人 プランニング 遊	読書ボランティア養成講 座	小学校等での読み聞かせの技術の習得やスキルアップを身につけるため、絵本の読み聞かせの基礎から、少しステップアップした「語り」まで、実習を中心とした読み聞かせの知識・技術を学ぶ講座。
N P O法人 図書館サービスフロンティア	学校図書館スタッフ講座	地域の身近な学校図書館における資料収集や 蔵書の整理の仕方を学ぶほか、学習に寄与す るための取り組みについて考えるなど、学校 図書ボランティアとして活動することができ る人材を養成する講座。

(2)後期講座

団体名	講座名	概要
		公園に集う人々・生きものなどをモチ
		-フにスケッチをする楽しさや意義・
すぎなみ大人塾連	公園でスケッチ隊講座	技術を学ぶとともに、スケッチを通し、
		安心・安全な公園環境の向上に寄与す
		る人材を養成する講座。

		介護保険等で住宅を改修する際に必要
	住宅改修アドバイザー	な住宅改修が必要な理由書作成につい
福祉住環境整備ネットワ		て、建築・医療・福祉に関わる知識を実
ーク in 杉並	講座	践的に学びながら住宅改修についての
		助言と理由書作成の力を身につける講
		座。
N. D. O. ; + 1		P T A や地域活動中の方を主な対象と
	地域活動の広報デザイン講座	して、チラシやポスターなどを使って
NPO法人		情報伝達をする際のデザインのコツと
チューニング・フォー・ ザ・フューチャー		技術や効果的な情報発信の方法を学
		び、地域活動等の有効性を高めること
		のできる人材を養成する講座。
		外国人区民に「日本語」を指導するた
N D O S+ 1		めの知識や技術について学び、国際交
N P O 法人	外国人区民サポーター	流を積極的に図り、国籍を問わずお互
全国日本語教師会 	講座	いが住みよいまちづくりを進めるサポ
		ーターを養成する講座。

3 選定方法

下記の審査基準により、第一次審査では提出された応募書類による書類審査を行い、得点上位の6団体を通過団体とした。その6団体を対象として実施した第二次審査では、各団体15分間のヒアリングを行った後、総合的に審査のうえ、最終的に4団体を選定した。

4 選定経過

内容	月	日
P3 11	前期講座	後期講座
応募申請書類受付開始	平成 19 年 2 月 1 日	平成 19 年 5 月 1 日
応募申請書類提出締切	2月24日	5月26日
第一次審査	3月2日	6月4日
書類審査により6団体を選定	3/1/2/1	0/7/4/1
第二次審査		
団体へのヒヤリング実施後、総合的に審査	3月7日	6月8日
のうえ、4団体を最終選定		

5 NPO活動実践講座審査基準

- (1) 区内での活動の実績、継続性はあるか
- (2) 地域の課題解決に向けた取組み姿勢があるか
- (3) わかりやすく、実践的な講座の内容になっているか
- (4) 講座テーマ・内容に対し、受講ニーズはあるか
- (5) 受講生の主体性を尊重した学習方法などの工夫がされているか
- (6) 受講生の修了後の具体的活動につながる内容になっているか
- (7) 講座スケジュール及び運営体制は整っているか
- (8) 妥当な予算が組まれているか

「杉並区ゆうゆう館協働事業」の紹介

杉並区の目指す「いきいき元気に生涯現役」の活動拠点として、区立ゆうゆう館の活用を推進しています。19年度現在、14の「ゆうゆう館(旧敬老会館)」で、「いきがい学び」、「ふれあい交流」、「健康づくり」に関する事業をNPO法人等の公益法人と区との協働で運営しています。

ゆうゆう館は60歳以上の方が利用できる施設ですが、協働事業は原則年齢に関係なく、どなたでも参加できます。「あれもしてみたい、これもやってみたい」と思っている活動的な人、会社を退職した人や子育てを終えて「第2の人生を地域で送りたい」と考えている人たちどなたでも、年齢に関係なく楽しめる魅力的な催しや講座を実施して利用者の拡大を図っています。

1 19年度の協働事業実施14館

ゆうゆう館名	協働事業の概要	実施法人名
浜田山	英会話、着付、太極拳、エアロビクス、カラオケ、	社団法人
電話 3315 <i>-</i> 7815	朗読の会、子供との対局囲碁・将棋等	杉並区シルバー人材センター
方南	生活体力づくり教室、映画鑑賞、書道、フラダンス、	NPO法人
電話 3324 -1171	手作り教室、音楽療法等	ひまわりの会
梅里堀ノ内	絵手紙講座、	NPO法人
電話 3313 -4319	いきがい学びの場としてのアートを通した講座等	西荻まちメディア
 馬橋	パソコンサロン、囲碁サロン、日曜モーニングサロン、	NPO法人
電話 3315 -1249	ヨーガ、陶芸サロン、クラシックカメラ研究会、	介護者サポートネットワーク
电前 3313 -1249	男の座談会等	センター・アラジン
西田	シニア向け麻雀、植物スケッチ、	NPO法人
電話 3391 -8747	健康づくりや知的好奇心を満たす講座等	生きがいの会
荻窪東	シニアトークサロン、米語サロン、気持ちを整理する	NPO法人
電話 3398 -8738	サロン、企業NPO経営、読み聞かせ等	シニア総合研究協会
上荻窪	いきいき体操講座、卓球講座、麻雀サロン、スケッチ	NPO法人
電話 3395 -1667	等	たすけあいワーカーズさざんか
西荻北	ピラティス講座、健康エアロビクス、彫金アート教室、	NPO法人
電話 3396 -8871	ギター教室、大人の合唱、ビーズ教室等	アザーボイス
桃井	自立支援体操、麻雀、ダーツ、フェイスストレッチング、	NPO法人
電話 3399 -5025	ガーデニング、携帯電話講習会等	おでかけサービス杉並
四宮	ITサロン(好きなテーマで楽しく学習)	NPO法人
電話 3396 <i>-</i> 7692	パソコン初心者対象講座等	さらプロジェクト
善福寺	能、おとなの図工教室、	NPO法人
電話 3394 8963	その他身近にアートを親しめる講座等	西荻まちメディア
久我山	絵手紙、コーラス、筋トレ、顔の美容体操、ダーツ、	NPO法人
電話 3332 -2011	ダンス、ロハス生活講座等	プロップK
高井戸東	パソコン相談会、パソコン初心者講習会、	NPO法人
電話 3304 9 573	自分史を創ろう、インターネット講座等	さらプロジェクト
高井戸西	夕焼けサロン、自立生活体操、英文法と英文メール、	NPO法人
電話 3332 -1076	テネシーワルツを歌おう、携帯電話教室等	竹箒の会

2 19年度新たに加わったゆうゆう館協働事業・・・「ゆうゆう今川館」

平成19年12月16日から「今川図書館・ゆうゆう今川館」が開館しました。区内では初めてとなる図書館とゆうゆう館の併設施設です。運営は、共同事業体「丸善グループ」による一体的な施設運営となりますが、ゆうゆう館では「NPO法人 NPO支援機構すぎなみ」により、生涯現役をテーマに施設の特性を活かした新たな協働事業を展開していきます。

<選定経過等>

図書館等業務委託団体募集【(仮称)杉並区立西荻地域図書館 併設 杉並区立ゆうゆう今川館】

募集要項配布期間 平成19年5月22日~6月18日

応募書類提出期限 6月18日(応募6団体)

第一次審査(書面審査) 7月 9日 第二次審査(提案説明等)7月23日 最終結果発表 8月21日

<今川図書館・ゆうゆう今川館>

所在地:今川4-12-10

電話:3394-0431(今川図書館) 5303-1501(ゆうゆう今川館)

規模:鉄筋コンクリート造 地上2階建て

1階 図書館 一般図書、新聞雑誌コーナー、閲覧席 等

2階 図書館 児童図書、お話の小部屋、多目的室 等

ゆうゆう館 洋室、談話コーナー、団体活動室、ホール 等

開館時間:月~土 午前9時~午後9時

日曜・祝日 12月29・30日 午前9時~午後5時

休館日:毎月第一月曜日・第三木曜日、12月31日~1月4日、特別整理期間

平成 19 年度「杉並区移動サービス情報センター」運営選定結果

杉並区では、加齢や障害により単独では一般公共交通機関を利用することが困難な方が、外出する際に必要とする様々な移動サービスに関する相談業務などに対応する「杉並区移動サービス情報センター」運営委託事業者を募集したところ、5法人から応募がありました。

1 選定事業者

主たる事業者

共同提案事業者

NPO法人 おでかけサービス杉並

NPO法人 移動サポートひらけごま

電話:5347-3154 FAX:5397-1755

月~金 午前9時30分~午後6時30分(土・日・祝日・12月29日~1月3日)休み

2 選定経過

5 / 8	選定会議	選定方針等(案)及び選定基準(案)の提示
5 / 2 4 ~ 5 / 3 1	提案応募期間	•
6 / 4	選定会議	選定方針等及び選定基準の決定
		応募状況報告
		提案書の配付
		ヒアリングにおける質問項目案の検討
書類智	審査	
6 / 1 4	選定会議	プレゼンテーション・ヒアリング(非公開)
		により、事業者の選定を行った

3 選定方法及び結果

選定会議では、提案書に基づき下記評価基準による書類審査と提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、総合的かつ一貫した評価の結果、総合得点における最高得点の上記事業者を、運営業務委託事業者として選定した。

評価基準

応募者の適性:応募者の考え方や理念の的確性。事業の重要性についての認識、 理解度。事業の目標や方向性の明確さ。

提案内容の妥当性: 提案の意図等の適切さや説得力。提案の効果、期待度、積極性。 提案に盛り込まれた配慮事項、対応方策。

事業実施の確実性: 応募者がもつ知識、経験、活動実績、現状認識。組織の体制。 提案の実現可能性・継続性。

組織の信頼性・期待度:事業実施に向けた積極性・独創性。応募者の意欲・発展性。

4 事業開始

平成19年10月1日(月)から「杉並区移動サービス情報センター」が開設された。

「杉並行政サービス民間事業化提案制度」の実施について

「杉並行政サービス民間事業化提案制度」は、区が行っているすべての事務事業を対象に、民間事業者からの提案を受け、審査の上、適切なものについては民間事業者が公共サービスを担うという制度です。

導入にあたっては、平成18年4月に学識経験者などによる「杉並区市場化提案制度検討委員会」を設置し、最終報告書「『杉並行政サービス民間事業化提案制度』の導入に向けて」(平成19年5月)を踏まえて、本制度を実施することといたしました。

杉並区では、本制度を、公共サービスの担い手となる多様な主体が成長する中、民間からの提案により 行政がその役割を一から見直し、公民の役割分担を再構築するという、新しい公共空間を創造していく上 での重要な取組みの一つと位置づけています。

提案制度導入の背景

1 杉並区のこれまでの取組み

全国に先駆けて「自治基本条例」や「NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例」などを制定

平成17年に策定した「スマートすぎなみ計画」(改定)で、平成22年度までに区の6割の事業をNPO等との協働や民営化・民間委託で実施するという目標を設定

「第1次協働等推進計画」「第2次協働等推進計画」を策定し、協働等の取組みを推進

2 社会構造の変化

さらなる地方分権の進展

予想を上回る少子化の進展

団塊の世代の退職

3 新しい行政の姿

政策立案機能やコーディネート機能の強化、NPO等民間事業者の支援といった公共サービスを支える主体の育成などに転換

地域の新たな行政ニーズへの積極的な対応、少子高齢化対策など集中的に投資が必要な分野に重点 を置いた政策を推進

民間の特性を活かした柔軟できめ細かなサービスの充実、活用

提案制度の基本的考え方

1 特徴

区の事務事業を全て公表

国の市場化テストのように行政が枠を決めるのではなく、全事務事業を公表する。

担い手の育成との連動

「すぎなみ地域大学」や「NPO支援基金」などで育成した担い手を人材として活用する。

民間事業化後のモニタリング体制の構築

民間事業化後のモニタリング体制を構築し、サービスの質を確保し、委託業務の安全管理を徹底する。

2 目的

区民サービスの向上

- ・区民参加による公共サービスの担い手の育成や行政の効率化が進むことにより、行政が新たな課題 に先駆的に取り組むことが可能になる。
- ・サービスの提供主体を民間にすることで、民間の特性を活かしたより柔軟できめ細かなサービスが 実現する。

区民参加の拡大

・これまでの区における協働の取組みをさらに進め、区民やNPO等の参画を一層進める契機となり、 望ましい協働のあり方を実現する。

行政の機能強化・効率化

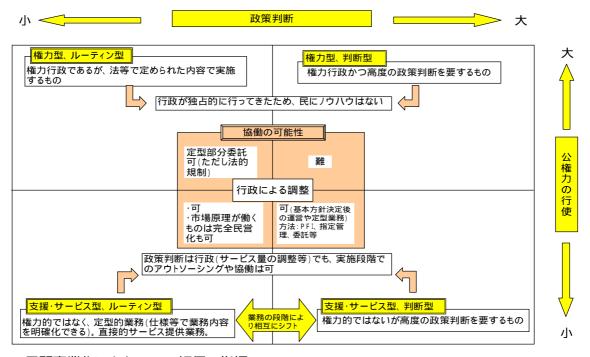
- ・民間が実施できる業務を民間が行うことにより、政策立案や調整機能など本来行政が担うべき役割 を強化する。
- ・民間による適切な競争が促進されることで、限られた財源をより有効に活用することが可能になる。
- ・業務を最初から見直すことにより職員の意識の向上が図られ、効果的な事務事業の執行が可能になる。
- ・既存の所管組織(部課)の枠にとらわれない提案がなされることもあり、縦割り行政の打破が期待できる。

3 行政の役割と民間事業化

(1)民間事業化の可能性

民間事業化が可能な分野の検討に際して、政策判断の大小及び公権力の行使の大小で考えた場合、 比較的民間事業化することによるメリットが高いと考えられるものは、政策判断・公権力の行使 ともに小さい事務事業であり(参考資料)、これらの分野については、積極的に民間事業化の可能 性を検討していく。一方、政策判断の度合いが高い事務事業についても民間事業化の可能性を検 討するとともに、全ての事務事業を対象に提案を受けつつ、公権力の行使については、何が行政 に留保すべき権力行使に該当するのか等について、個別具体的に検証していく。

【参考資料】



(2)民間事業化にあたっての評価の指標

民間事業化の対象となる業務の考え方として、以下のような指標を基本としながら、提出された 事務事業の性質や規模にあわせて、個別に検討する。

将来性

中・長期的観点から事業者を育成し、協働を広めていけるもの

地域性

地域のニーズに応じた事業を展開でき、地域の活性化を図ることができるもの 競争性

一部事業者の半永久的独占はコスト増や事業の硬直化を招く恐れがあることから、市場における 競争が確保されている

採篁性

受け手となる事業者にメリットがある(利益がある、信頼性向上につながる、事業拡大が図れる等)

安定性

事業継続が保障されるよう、経営基盤が安定的な民間事業者が複数存在するなど、受け手を確保 できる

効率性・効果性

新たに発生する業務(契約の締結、指導・監督等)を含めてもコスト減となること、また効果が発揮され、サービスが向上する

提案制度の実施

1 事務事業の公表等

(1)本提案制度は、区が実施している事務事業について、提案を募集するものであることから、事業者にとって、区の事務事業の実施内容がわかる資料を公表する。

全事務事業の一覧

全事務事業(平成19年度公募時869事業)の事業名等を記載し、分野別にまとめた資料 事務事業評価表

区の仕事の最小単位である「事務事業」について、「杉並区基本計画」の体系に基づき毎年実施 しているコストや成果などが適正かどうか評価した資料

(2)提案を検討する事業者が、公表した資料に加え、事業の詳細についての説明を必要とする場合、 個別に内容の照会に応ずるほか、事業者の求めに応じて、事業の所管課との面談を実施する。

2 実施方法

(1)提案の公募

提案募集に当たっては、広く提案を募集するという観点から、任意団体を含め、提案した事業を 実際に担うことができるあらゆる団体を対象とする。

本提案制度の趣旨から離れた提案(区の事務事業にない新規事業の提案、製品等を斡旋する提案) や区が実施主体ではない事業(財団法人が独自で実施している事業など)に対する提案は、公募の対象外とする。

(2)審査・選定方法

専門性や第三者による客観的な評価が必要なことから、外部委員から構成される「杉並民間事業 化審査モニタリング委員会」において書類審査等を行い、区はその審査結果をもとに採択事業を 決定する。

(3)契約方法

随意契約、プロポーザル方式(総合評価方式) 一般競争入札など、提案の内容の「独自性」「新規性」などに応じて選択するが、提案事業者の意向を十分配慮する。

民間事業化後のモニタリング

「民間事業化」と「モニタリング」は、民間委託や協働を進めていく上で、「車の両輪」ともいえる重要な課題である。そこで、本制度の本格実施を機に、指定管理者制度を含む委託事業について、安全管理とサービスの質の確保の観点から、区が責任をもって継続的に点検・評価するモニタリングのしくみを構築した。

1 個人情報保護を含む委託業務の安全管理

(1)個人情報保護については、平成18年11月に、「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」を策定し、平成19年4月から、区が委託する全事業についてこのガイドラインを適用

している。

(2)委託業務に関する安全管理は、より慎重に対応していかなければならない課題であるため、すべての委託業務についてリスクを分析し、リスクの高い業務については、事業者に自己検査を求めるなど、事業者の安全管理に関する意識の醸成も図りながら、立入調査やヒアリングなどもまじえて履行状況を継続的に把握(履行確認)していく。

2 サービスの質の確保

民間事業化後のサービスの質の維持・向上を図るため、業務ごとに履行評価基準を作成し、事業者の自己点検を行うとともに、必要に応じて実施する CS 調査(利用者調査)や第三者から構成される評価委員会での評価を踏まえ、サービスの質について評価を行う。

参考1 平成18年度モデル事業(共同検討(シミュレーション)型モデル事業)

民間事業化していく上で調整すべき課題や条件について、事業者と区がひとつのテーブル上でシミュレーション的な作業をとおして検討する提案事業で、実施内容や費用について調整が整った段階で実施するもの。

るしい。	
提案事業名	提案の概要
債権管理回収業務·現 地調査業務	奨学資金、母子福祉資金にかかる未償還者に対する架電、文書・訪問督促業務を行う。全国に配置したネットワークを活用した、区外転出者や遠方居住の保証人等に対する回収・調査業務を行うことが可能となる。
地域ぐるみによる学校へ の地域支援総合推進事 業	学校をベースにした各種教育施策を一括し、地域が適切なパートナーシップを構築できるような中間支援を総合的に進める。具体的には、総合的な学習の時間等への地域人材の導入、学校を核とした放課後・土曜日の安全安心な居場所づくり、PTA活動や保護者に向けた支援を中心として進める。
公園便所、遊び場便所 及び公衆便所の維持管 理	区内の公園トイレ・公衆トイレを一括して清掃を行うとともに、24 時間の苦情の受付、巡回・処理の対応、修理、コーティング等の工事を実施する。維持管理においては住民参加型の評価に基づく競争促進を図る。実施に当たっては、共同企業体で履行していく。

参考2 平成19年度採択事業

1 平成20年度中の実施をめざすもの

提案事業名	提案の概要
	庁舎内に「納付呼びかけセンター」を設置。区民税等の滞納者に対して、債権回収の専門会社から派遣するオペレーターによる納税の呼びかけ(電話と文書による納付案内、電話番号調査を含む。)を行う。
電話案内による区民健 康診査受診率向上施策	未受診者に対する健診受診の勧奨を電話で行うことにより、健診受診率の向上 を図る。

2 提案の視点を活かした事業実施に向けて検討を継続するもの

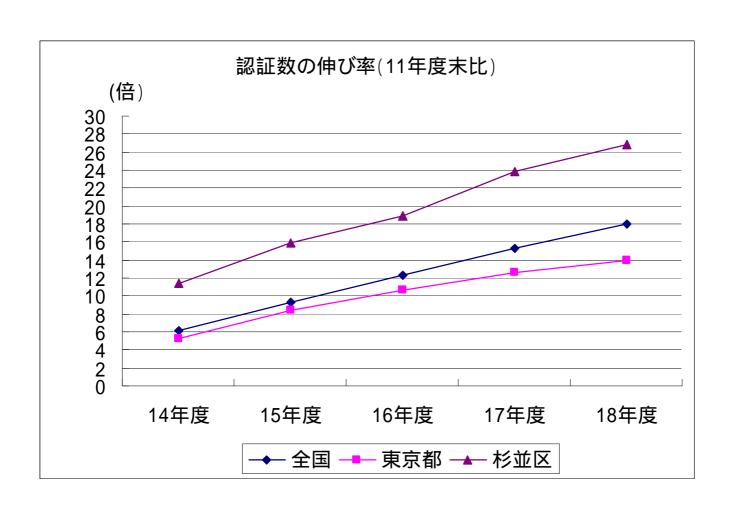
提案事業名	提案の概要
千客万来アクティブ商 店街事業、元気を出せ 商店街事業	区の事務を代行するとともに、対象商店街に対しNPO法人会員の中小企業診断士を専属担当させ、事業計画の作成、事業の実施、事後の報告までを一貫してサポートする。
団塊 ~ 高齢者のための 「セカンド・キャリア プラザ」	団塊世代を含む高齢者のワンストップサービス事業。就業に関わる情報交流サロン・検索パソコン、情報掲示板の設置を始め、キャリア・カウンセリング、 求人開拓業務や無料職業紹介を行う。求人開拓業務は、杉並区内企業を中心とし、団塊世代の地域企業への就職を促すことで、地域活性化を目指す。
自転車等に関する総合事業	駐車場環境の変化に対応した既存駐車場の管理運営の見直しと、新駐車場の整備、施設の経年劣化に伴う維持補修コストの吸収、防犯のための設備の充実及び放置自転車撤去費用の捻出等のために NPO が有料駐車場の管理運営を行う。

資料12 区内におけるNPO法人の現状 全国・東京都内との比較

1 年度別NPO法人認証数等比較表

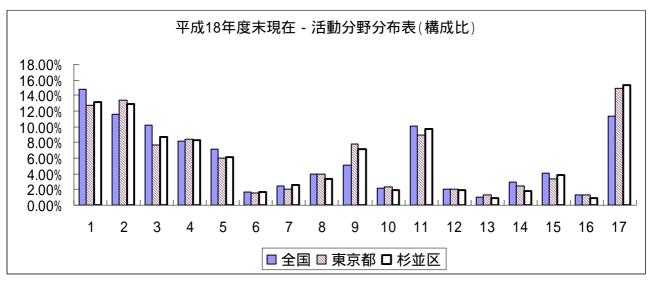
伸び率は、11 年度	末を 100 とした指数
------------	--------------

		11 年度末	12 年度末	13 年度末	14 年度末	15 年度末	16 年度末	17 年度末	18 年度末
全国	全国伸び率	100%	220%	383%	619%	937%	1,235%	1,531%	1,805%
	認証数	1,724	3,800	6,596	10,664	16,160	21,286	26,394	31,115
東京都	都伸び率	100%	224%	<i>378%</i>	<i>538%</i>	841%	1,071%	1,254%	1,397%
米水即	認証数	386	863	1,459	2,252	3,248	4,135	4,839	5,392
杉並区	区伸び率	100%	344%	<i>578%</i>	1,144%	1,589%	1,889%	2,378%	2,678%
453EC	認証数	9	31	52	103	143	170	214	241



2 NPO法人分野比較表(平成18年度末現在)

活動分野	全国			<u> </u>	東京都			杉並区	
第1号	18,140	14.77	%	2,827	12.82	%	140	13.13	%
第2号	14,324	11.67	%	2,943	13.35	%	137	12.85	%
第3号	12,523	10.20	%	1,682	7.63	%	92	8.63	%
第4号	9,974	8.12	%	1,867	8.47	%	89	8.35	%
第5号	8,777	7.15	%	1,336	6.06	%	65	6.10	%
第6号	2,040	1.66	%	343	1.56	%	18	1.69	%
第7号	3,002	2.45	%	460	2.09	%	27	2.53	%
第8号	4,789	3.90	%	877	3.98	%	35	3.28	%
第9号	6,228	5.07	%	1,711	7.76	%	76	7.13	%
第10号	2,664	2.17	%	497	2.25	%	20	1.88	%
第11号	12,397	10.10	%	1,957	8.88	%	104	9.76	%
第12号	2,516	2.05	%	456	2.07	%	21	1.97	%
第13号	1,303	1.06	%	274	1.24	%	9	0.84	%
第14号	3,559	2.90	%	521	2.36	%	19	1.78	%
第15号	4,993	4.07	%	726	3.29	%	41	3.85	%
第16号	1,542	1.26	%	269	1.22	%	10	0.94	%
第17号	14,005	11.41	%	3,301	14.97	%	163	15.29	%
合計	122,776	100.00	%	22,047	100.00	%	1,066	100.00	%



活動分野

- 1保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- 3まちづくりの推進を図る活動
- 5環境の保全を図る活動
- 7地域安全活動
- 9国際協力の活動
- 11 子どもの健全育成を図る活動
- 13 科学技術の振興を図る活動

- 2 社会教育の推進を図る活動
- 4学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 6 災害救援活動
- 8人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 12 情報化社会の発展を図る活動
- 14 経済活動の活性化を図る活動
- 15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 16 消費者の保護を図る活動
- 17以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

資料13 NPOの基礎知識Q&A

Q1 NPOとは?

- A 1 N P O (Non Profit Organization) は民間の非営利組織のことです。「福祉や環境、国際協力などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組んでいる、営利を目的としない組織」のことを指し、一般に、狭義から広義まで、以下の表の ~ に大別できます。(このガイドラインでは、 及び を対象範囲としています。)
 - * NPOに含まれる団体の種類(平成12年版「国民生活白書」を参考に作成)

特定非営利活動法人	ボランティア団体	社団法人 財団法人	労働団体 経済団体
(NPO法人)	市民活動団体	社会福祉法人	中間法人 協同組合
		学校法人 宗教法人	など
		医療法人 町会	・自治会
	公 益 団 体		共益団体

Q2 NPOとNGOの違いは?

A 2 NGOとは、Non Governmental Organization という英語の略称で、直訳すれば「非政府組織」です。非政府組織であればNGOかというと、これも非営利であることが前提となり、NPOもNGOも非営利で非政府という点では同じものです。日本では一般的に、国内で非営利の活動を行なう民間団体を広くNPOと呼び、そのうち海外支援事業など、国家や国境を越えて非営利の社会的活動を行なう民間団体がNGOとされています。

Q3 NPO法とはどのような法律か?

A 3 平成 10 年 12 月 1 日から施行された「特定非営利活動促進法」のことを、通称 N P O法と呼んでいます。これまで、ボランティア団体や市民活動団体が法人格 を取得するためには、社団法人、財団法人、社会福祉法人などを設立するのが一般的でしたが、何千万、あるいは数億円とも言われる基本財産や資産が必要であることや手続に時間がかかることなどから、大多数は、任意団体として活動せざるを得ませんでした。しかし、任意団体ですと、法律上はあくまでも個人として 取り扱われるため、団体として法律行為(団体名での契約、銀行口座の開設など) を行うことができないなど、さまざまな不都合が生じていました。

このため、こうした団体に簡易・迅速な手続のもとで広く法人格(NPO法人) を付与し、市民が行う自由な社会貢献活動を側面から支援する目的で制定された のが、NPO法です。

Q4 NPO法人は社会的に信用できるのか?

- A 4 N P O法人活動は市民によってチェックされることが望ましい等の考えから、 N P O法では、所轄庁は申請書面のみで審査し、要件を満たしていればN P O法 人として認証することとなっています。したがって、N P O法人制度は、行政が その団体に対して「お墨付き」を与えるものではありません。
 - * 最近では、全国的に、NPO法人のなかに、申請した内容とは異なる事業を 行うケースが出てきています。NPO法人の信用は、法人格の有無ではなく、 活動実績やその内容により判断することが必要であり、この点は一般の会社 と同様に考えていくべきです。

Q5 NPOの特性は?

A 5 従来の枠組みを超えた柔軟な発想でさまざまな社会貢献活動を行う NPO は、「専門性」「柔軟性」「機動性」「先駆性」など行政や企業とは異なるくつかの特性を持っています。このため、行政における平等性や企業における利潤追求のように特定の原則のみにとらわれず、社会の課題に対して、迅速で先駆的な取り組みができると言われています。それぞれの組織が持つ多様な価値観に基づく自由な意思により、市民のニーズに柔軟に対応したサービスの提供が可能です。

O 6 認定NPO法人とは?

A 6 認定NPO法人とは、NPO法人のうち、一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の認定を受けているものをいいます。主な認定要件は、広く一般から指示(寄付等)を受けている、活動や組織運営が適正に行なわれている、法人に関するより多くの情報を公開しているなどです。

認定NPO法人には、収益事業の利益を非収益事業部門のために支出した場合、 一定の範囲内でその収益事業の寄付金とみなし損益算入ができる、団体に対して 個人や法人が行なった寄付は、一定の範囲内で課税所得から控除したり損金とし て算入できるなどの特例措置があります。これにより、「寄付が集めやすくなる」 「社会的信用が高まる」といったメリットがあります。

07 NPOとボランティアの違いは?

A 7 ボランティアは社会貢献活動を行う「個人」であり、NPOは継続して社会貢献活動を行う「団体」に注目した言葉です。NPOの活動は、ボランティア、専従スタッフ、専門家などが適切に役割を分担することによって、高度な専門性を持った活動を安定的に行うことができます。

O8 非営利性と無償性の意味は?

A 8 非営利とは、無償で事業活動を行うことではなく、利益をその団体の構成員(役員・会員等)間で分配しないことを意味します。したがって、NPOが有償でサービスを提供することや、有給職員がいることは一般的なことです。

協働に関するQ&A

- Q1 NPO等と行政が協働する意義は?
 - A 1 NPO等の専門性や柔軟性、機動性、先駆性などの特性を生かすことで、より利用者のニーズに沿った公共サービスの提供が期待できます。また、区民の社会参加の機会を広げることにもつながるほか、行政における仕事の見直しや職員の意識改革の契機ともなります。

Q2 協働とはNPOに事業を委託することなのか?

A 2 一般的に「協働 = 委託」と考えがちですが、行政の業務を単にNPOにアウト ソーシングするだけでは、単なる下請化につながる恐れがあり、効果的な協働事 業は実施されないと考えられます。協働事業の本質は、お互いに目的が共有でき る事業について、お互いの特性を活かせるよう、意見交換をしながら委託内容を 検討するというものです。意見交換の場においても、対等な立場でアイデアや意 見を出し合うことが重要です。

Q3 コミュニティビジネスとNPOの違いは?

A 3 コミュニティビジネスとは、地域コミュニティが抱える課題の解決をめざして、 ビジネス的手法を取り入れつつ、継続的に実施される事業や団体をさしますが、 N P O には地域的な限定をもたない活動・事業や、ビジネス的手法によらない活動も含まれます。また、N P O がコミュニティビジネスの実施主体となることも ありますが、コミュニティビジネスは事業性を重視しているので、事業主体が営 利企業であることも少なくありません。

Q4 どんな事業でも協働すべきか?

A 4 協働は、それ自体が目的ではなく、「目的を達成するための取り組み手法の一つ」です。協働を考える場合、NPO等の特性を生かすことにより、行政サービスの充実につながるかどうかが大切なポイントになります。

Q5 協働の目的は「安上がり」か?

A 5 協働の目的は、あくまで「NPO等の特性を生かした多様な公共サービスの提供」です。"協働により経費が安くなるはずだ"というような誤った考え方は、NPO等の行政への信頼を失わせ、今後のよりよい協働の阻害要因となります。

O 6 協働の相手となるN P O 等を見つけるには?

A 6 区の公式ホームページやすぎなみNPO支援センターのホームページ (http://www.nposuginami.jp)では、区内のNPO法人の活動内容などの情報を提供しています。このほか、内閣府(http://www.npo-homepage.go.jp)や東京都のホームページ(http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/index4.htm)でも同種の情報が公開されていますので、参照してください。また、NPO法人については、事業報告書や収支予算書等の情報公開が義務付けられていますので、これらの資料からも団体の活動実績を知ることができます。

Q7 相手方となるNPO等が存在しない場合は?

A 7 協働の相手方となるN P O等が存在しない場合には、その分野で活動するN P O等が出現してから、協働について検討していくべきです。協働することを前提に、行政が新たなN P O等の創設を主導するようなことを考えるべきではありません。

Q8 NPO等と協働する際の留意点は?

A 8 立場や特性が異なるという意味での「相互理解と尊重」、社会的な信頼を得る観点からの「公平性・透明性の確保」、効果的な協働を行うための「適切な協働の相手方の選定」などが、協働する際の主な留意点です。また、協働事業を行う際

には、協働の相手方を含めた事業の見直しを定期的に行っていくことが大切です。

資料14 用語集

アダプトシステム (住民主体型地域保全制度)

アダプトとは「養子縁組をする」という意味です。住民が公共スペースを「アダプト」し、これを養子のように愛情をもって面倒を見ることから命名されました。自治体と住民がお互いの役割分担について協議し、合意に基づいて継続的に活動を進める制度です。アダプト・プログラムともいわれます。1985 年、アメリカでハイウェイのボランティア清掃活動として始まりました。

アドボカシー

市民が政策提言を行うことです。アドボカシーは元々自分では発言が難しい患者や障害者の代弁や権利の擁護をする意味で使われていた言葉ですが、そこから発展して、広く政策提言を行なうこととして使われるようになりました。今でも社会的弱者やマイノリティの代弁や権利の擁護を大きな軸としています。NPOの非営利性・中立性・専門性を生かしたアドボカシーをNPOの最も重要な役割と見る論者もいます。

インターミディアリー(中間支援組織)

NPOを支援する組織のことです。NPOの基盤整備のための相談窓口などのセンター的機能を持ちます。日本では、特定非営利活動促進法成立後、NPO法人の増加とともに、全国的に中間支援組織の設置が相次ぎました。NPOセンター、NPOサポートセンターという名称が多く、公設、民設両方の形態がありますが、公設の中には、民営(運営をNPO法人等の民間に委託している)のところもあります。

ガバナンス

「協治」「共治」などと訳します。営利企業が社会の責任ある一員として健全な企業運営を行なっていく理念・システムをコーポレート・ガバナンス(企業統治)と言いますが、公益(社会貢献)を目的とし、寄付や会費で運営されるNPOにとっても、ガバナンスは重要な概念です。ガバナンスの眼目は、組織全体が理念を共有することで、NPOではガバナンスは理事会が担います。

また、ローカル・ガバナンスやコミュニティ・ガバナンスとして用いられる場合には、自治体(ガバメント)による統治と対比して、自治体・NPO・住民などが密接に連携して意思決定や公共サービスの提供が実施されている状態をさします。

コミュニティファンド

介護・福祉といった地域内サービスの充実や、NPOやベンチャー企業などへの融資を目的として、自治体や住民からの出資などによって設立された基金のことです。自治体は、コミュニティファンドへの出資を目的として地方債を発行することができ、その場合、返済に必要な費用を地方交付税で賄うことがでます。住民はその地方債を購入したり、直接出資することで、コミュニティファンドを支援することができます。その地域に根ざしたコミュニティファンドを形成することで、地域の資金を地域内で活用でき、官民連携による地域活性化につながります。

市場化テスト

これまで「官」が独占してきた「公共サービス」について、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者がそのサービスの提供を担っていくこととする制度。市場化テストの先進国、イギリスやアメリカ、オーストラリアなどでは、救急車の手配から刑務所の運営まで、さまざまな分野で市場化テストが行なわれています。日本でもハローワークの職業紹介、社会保険庁の保険料徴収などへ市場化テストがモデル的に導入されています。自治体における市場化テストでは、コストや質の面だけではなく、公共サービスを担う事業者の育成による地域産業活性化への期待も寄せられています。

指定管理者制度

2003年の地方自治法改正で導入された制度で、公募などによって委託先を募り、審査と議会の議決を経て、指定された民間団体(指定管理者)に公の施設の管理を委託する制度です。これによって、営利企業のほか、社会福祉法人、NPO法人、そして法人格を持たない任意団体でも指定管理者になることが可能になりました。指定管理者になると、施設の利用料を収入とすることができ、施設の利用許可などの権限も委譲されます。指定管理者制度の導入により、サービスの向上、住民自治の拡大、人員や経費の削減などのメリットが期待されています。

社会的企業(ソーシャル・エンタープライズ)

地域・社会の課題解決等のためにビジネスの手法を用いて取り組む担い手のことを言います。 個人事業者やNPO、有限・株式会社等々、様々な形態があります。営利企業も担い手の一つで すが、一般の営利企業とは違い、利益を地域や社会に還元することを前提とします。

ファシリテーター

促進者と訳されますが、参加者の雰囲気や心理状態を判断しながら、触媒になって意見や行動を引き出し、会議やプログラムを生き生きと進行させていく役割を担う人のことです。

ミッション

キリスト教に由来し、使命と訳されます。NPOが活動するに当たって達成しようとしている 社会的目的のことで、NPOの存在意義を決定付けるマニフェストに相当するものです。NPO はミッションに従って運営されます。ミッションはNPO組織全体のモチベーションになるもの であり、明確でわかりやすいミッションの確定は必須のものです。NPO法人では定款の目的の ところにミッションを掲げます。

N P M [New Public Management]

ニュー・パブリック・マネジメントとは、民間企業における経営理念、手法、成功事例などを 公共部門に適用し、そのマネジメント能力を高め、効率的で質の高い行政サービスの提供を目指 すという考え方です。

行政の意識を、法令や予算の遵守に留まらず、より効率的で質の高い行政サービスの提供へと向かわせ、行政活動の透明性や説明責任を高め、国民の満足度を向上させることを目指します。

N P M の 3 つの基本原則として、(1)競争原理の導入(2)業績/成果による成果主義、(3)政策の企画立案と実施執行の分離(権限委譲)が挙げられます。

PFI [Private Finance Initiative]

行政サービスの運用に、民間の資金やノウハウを取り入れることを指す。民間の持っているインフラや経営手法を使うことで、行政機関が独自に運用するよりもコストの削減が望めるため、行政側としては新たなサービスの導入に力を割くことができる。日本では、1999 年 7 月に PFI の促進のための PFI 法が制定され、2000 年 3 月に基本方針が内閣総理大臣によって策定された。

P P P [Public Private Partnerships]

PPPとは、行政が提供している公共サービスを民間に開放することで、コストの低減や質の向上、サービス提供形態の革新を実現しようとする取り組みのことを言います。

一般的な方法としては、アウトソーシングやPFIによる業務の民間委託、組織の独立行政法人化などが挙げられます。

また、PPPの担い手として企業に加えNPOへの期待が高まっています。

場合が多いため、さまざまな出典から一般的な内容を引用して記載しています。

資料15 杉並区NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例

2 1世紀の杉並区の将来像「区民が創る「みどりの都市」杉並」の実現を目指し、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまちを築くことは、区民の心からの願いです。

杉並区では、環境、福祉、教育などの多くの分野で区民の自主的な活動が展開されてきました。こうした活動をさらに発展させ、区民一人ひとりがまちづくりの主人公としての自覚を持ち、それぞれの能力を生かしながら、地域社会づくりに参加していくことが、杉並区の将来像の実現のために、何よりも大切です。

特に近年は、住民が必要とするサービスを住民自らの手で提供していく活動が広がっています。こうした活動を担うのが、ボランティアであり、NPOです。

社会的サービスの提供やまちづくりに主体的にかかわる区民の活動が求められている中で、自発性、 創造性、柔軟性、多様性などの特性を兼ね備えたNPO・ボランティア活動を推進していくことが必要 です。

同時に、このような区民の活動を土台にした協働の推進が求められています。区民、NPO・ボランティア、事業者などの地域社会を構成する人々や区が、それぞれの役割と責任を果たしながら、対等な立場で、お互いの良いところを出し合い、共に手を携えて取り組むことで、豊かさと活力のある地域社会を築くことができます。

こうした認識から、杉並区では、「区民と行政が役割と責任を分かちあうパートナーシップ (協働)」をこれからの区政運営とまちづくりの基本としています。NPO・ボランティアの生き生きとした活動と豊かで多様な協働の推進を目指し、ここに条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、区民が自発的かつ継続的に行う自主的な社会貢献性のある活動を保障するとともに、区民、NPO・ボランティア(以下「NPO等」という。)事業者及び杉並区(以下「区」という。)の協働の基本理念を定め、並びにそれぞれの役割及び責務を明らかにし、区の支援策を定めることにより、NPO等の活動並びに区民、NPO等、事業者及び区の協働の推進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「NPO」とは、特定の社会的な課題に自主的に取り組むことを通じて組織 化される、社会貢献性のある、一定の継続性を持った民間非営利団体をいう。
- 2 この条例において「ボランティア」とは、社会的な課題に対して共感し、自発的な意思と自己責任 に基づき、その課題の解決に向けて行動する個人及び団体をいう。

(基本理念)

- 第3条 区民、NPO等、事業者及び区は、それぞれの役割及び責務を自覚し、対等な立場に立って、 協働を進めなければならない。
- 2 区民、NPO等、事業者及び区は、協働を進めるに当たって、必要な情報を提供し、共有するよう 努めなければならない。
- 3 区民、NPO等、事業者及び区は、相互に考え方や意見を交換する場を持つよう努めなければならない。
- 4 区民、NPO等、事業者及び区は、それぞれの立場や特性についての理解に努めなければならない。
- 5 区民、NPO等、事業者及び区は、共通の目的を探り、一致した目的に向かって協働を進めるよう 努めなければならない。
- 6 区は、NPO等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。
- 7 NPO等は、自立して活動するよう努めるものとする。
- 8 区民、NPO等、事業者及び区は、協働により進めている事業や活動について、一定の時期に評価 し、見直していくよう努めなければならない。

(区民の役割)

第4条 区民は、前条の基本理念に基づき、自治の担い手として、区政に参画するとともに、地域での

自主的な活動が果たす役割について理解を深め、身近な地域課題に対し、自発的に力を合わせて解決 していくよう努めなければならない。

(NPO等の役割)

第5条 NPO等は、第3条の基本理念に基づき、自己の責任の下に活動することにより、広く区民から理解され、支持されるとともに、必要に応じて、他のNPO等、事業者及び区と連携して活動するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条の基本理念に基づき、地域社会の一員として、区民、NPO等及び区との協働に関する理解を深め、地域との共存を図り周辺住民と協力し、地域社会に貢献するよう努めなければならない。

(区の責務)

第7条 区は、第3条の基本理念に基づき、NPO等の自主性及び自立性を尊重した上で、その活動が発展するよう側面から支援するとともに、区民、NPO等及び事業者との協働を推進するよう努めなければならない。

(区の施策)

- 第8条 区は、NPO等の活動及び協働の推進を図るため、次に掲げる施策を実施する。
 - (1) NPO等の活動の拠点を整備すること。
 - (2) 活動場所の提供に関すること。
 - (3) 人材の育成等に関すること。
 - (4) 情報の収集及び提供に関すること。
 - (5) 資金確保への支援に関すること。
 - (6) 活動の機会の提供等に関すること。
 - (7) 広報及び啓発に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 区は、自らの行政役割を見直し、NPO等の特性を活かせる業務については、NPO等に委ね、NPO等の活動の機会を拡大するよう努めなければならない。

(NPO等の活動拠点の機能等)

- 第9条 前条第1項第1号に規定する拠点は、次の機能を有するものとする。
 - (1) NPO等の活動に関する総合的な相談に関すること。
 - (2) NPO等の活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
 - (3) 区民の要望とNPO等の活動との調整に関すること。
 - (4) NPO等、区民、事業者及び区相互の交流及び協働の推進に関すること。
 - (5) 人材の育成等に関すること。
 - (6) NPO等の活動に係る調査及び研究に関すること。
 - (7) その他NPO等の活動の支援及び推進に関すること。
- 2 区は、前条第1項第1号に規定する拠点の運営を、公共的団体に委ね、NPO等の意見が反映されるよう努めなければならない。

(基金の設置)

第 10 条 区は、NPOに対して、活動に必要な資金を助成し、NPOの活動を推進するため、杉並区NPO支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の積立額)

第 11 条 基金として積み立てる額は、前条に規定する基金の設置目的のための寄附金及び一般会計歳入 歳出予算で定める額とする。

(基金の管理)

第12条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければ

ならない。

(運用益金の処理)

第 13 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第 14 条 基金は、第 1 0 条に規定する基金の設置目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、 その全部又は一部を処分することができる。

(資金の助成)

- 第 15 条 区長は、前条の規定に基づき処分された基金の額を財源として、NPOに対して、助成をすることができる。
- 2 区長は、資金の助成申請があった場合は、別に定める審査基準に基づき、杉並区NPO等活動推進協議会(以下「協議会」という。)の審査を経て、助成を決定するものとする。

(協議会の設置)

- 第 16 条 NPO等の活動及び協働の推進に関し必要な事項の審議等を行うため、区長の附属機関として、協議会を置く。
- 2 協議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。
 - (1) NPO等の活動及び協働の推進に係る調査審議に関すること。
 - (2) 前条第2項に規定する審査に関すること。
- 3 協議会は、NPO等の活動及び協働の推進に関し、区長に意見を述べることができる。
- 4 協議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(協議会の組織)

- 第17条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員10名以内をもって組織する。
 - (1) 区民
 - (2) NPO等活動関係者
 - (3) 学識経験者
 - (4) その他区長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残 任期間とする。

(協議会の会長)

- 第18条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第 19 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があったときは、非公開とすることができる。 (委任)
- 第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

すぎなみ「協働ガイドライン(指針)」

- NPO等と区とのよりよい協働の推進をめざして -

2008年度版

平成20年3月発行

編集・発行 杉並区区民生活部地域課 〒166 8570 杉並区阿佐谷南一丁目 1 5 番 1 号 TEL (03) 3 3 1 2 - 2 1 1 1 (代)

登録印刷物番号

19-0149

・この印刷物は庁内印刷です。

区のホームページでご欄になれます。

http://www2.city.suginami.tokyo.jp

歩きながら、元気と文化が、すぎなみ 生まれる街。

